

## 昭和三十六年総理府令第五十号

## 国際規制物資の使用等に關する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律（昭和三十二年法律第六十六号）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）中国際規制物資の使用に關する規定に基づき、及び同規定を実施するため、国際規制物資の使用に關する規則を次のように定める。

## 目次

- 第一章 定義（第一条）  
第二章 国際規制物資の使用の許可の申請等（第一条の二―第四条の二の十）  
第三章 指定情報処理機関（第四条の三―第四条の七）  
第四章 指定保障措置検査等実施機関（第四条の八―第四条の三十）  
第五章 雜則（第五条―第十一条）  
附則

## 第一章 定義

## （定義）

第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 核燃料物質計量管理区域 工場又は事業所内の区域であつて、国際約束に基づく保障措置の適用その他の規制を円滑に行うため当該区域に係る核燃料物質の計量及び管理を適切に行うことができるものをいう。
- 二 国際規制物資計量管理区域 工場又は事業所内の区域であつて、国際約束に基づく受渡しの制限その他の規制を円滑に行うため当該区域に係る国際規制物資（核燃料物質を除く。）の計量及び管理を適切に行うことができるものをいう。
- 三 在庫変動 核燃料物質計量管理区域における核燃料物質の増加又は減少をいう。
- 四 パッチ 計量及び管理のために一体として取り扱われる核燃料物質の総体をいう。
- 五 実在庫量 一定の時点において、一定の手続に従い計量された核燃料物質計量管理区域内の核燃料物質の量をいう。
- 六 実効値 核燃料物質について次に掲げるところにより算定した数値をいう。  
イ プルトニウムにあつては、その量をキログラム単位で表した数値  
ロ 濃縮度（ウラン二三三の量とウラン二三五の量を合計した量のウランの総量に対する比率をいう。以下同じ。）が百分の一以上であるウランにあつては、その量をキログラム単位で表した数値に当該濃縮度の二乗を乗じて得られた数値  
ハ 濃縮度が百分の五を超え、百分の一に達しないウランにあつては、その量をキログラム単位で表した数値に一万分の一を乗じて得られた数値  
ニ 濃縮度が百分の五以下のウラン又はトリウムにあつては、その量をキログラム単位で表した数値に十万分の五を乗じて得られた数値  
ホ イからニまでに掲げる物質の又は二以上を含むものにあつては、当該物質ごとに、それぞれイからニまでに掲げるところにより算出される数値を合計した数値
- 七 燃料体 原子炉に燃料として使用できる形状又は組成の核燃料物質をいう。
- 八 特定燃料体 燃料体であつて、原子炉（臨界実験装置を除く。）で使用されるもののうち、プルトニウムを含むもの（使用済燃料を除く。）をいう。
- 九 主要測定点 核燃料物質計量管理区域内における箇所であつて、当該核燃料物質計量管理区域に係る核燃料物質の受払い又は在庫に關する計量及び管理を適切に行うことができるものを含むもの。
- 十 帳簿検査 法第六十一条の七の規定による記録とその他国際規制物資の計量及び管理に關する帳簿又は書類とを照合し、その結果に基づいて法第六十七条第一項の規定によりされた報告

（保障措置協定に基づく保障措置の実施のためのものに限る。）の正確性を確認することをいう。

十一 員数検査 法第六十一条の七の規定による記録又はその他国際規制物資の計量及び管理に關する帳簿若しくは書類（以下「記録等」という。）において核燃料物質計量管理区域内に存在するものとして記載された核燃料物質について、その所在場所における員数を確認することをいう。

十二 機器検査 国際規制物資使用者等が核燃料物質の計量及び管理に用いる機器について、当該核燃料物質の計量及び管理を適切に行うことができる状態に維持されていることを確認することをいう。

十三 非破壊検査 記録等において核燃料物質計量管理区域内に存在するものとして記載された核燃料物質の種類又は量について、非破壊検査により確認することをいう。

十四 試料提出 保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な核燃料物質その他の試料を提出させることをいう。

十五 封印監視 封印若しくは装置の取付け、取り付けられた封印若しくは装置の健全性の確認又は装置によりされた記録の回収を行うことをいう。

十六 サイト 次のイ、ロ又はハに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定める区域をいう。ただし、当該区域が同一の工場又は事業所内に複数存在する場合にあつては、当該区域のうち二以上のものを含む区域を一のサイトとすることができる。

イ 加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（実効値の合計が以上のプルトニウム、ウラン又はトリウム及びその化合物を取り扱う者に限る。）加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設又は使用施設等（以下「加工施設等」という。）ごとにそれぞれ設定された管理区域及び周辺監視区域（周辺監視区域の外側の場所においても加工施設等が設置されている場合にあつては、当該加工施設等の区域を含むものとし、周辺監視区域に隣接し又は近接した場所において国際特定活動に係る施設その他の加工施設等と密接な関連を有する施設が設置されている場合にあつては、当該施設の区域を含むものとする。）

ロ 使用者（実効値の合計が一に満たないプルトニウム、ウラン又はトリウム及びその化合物を取り扱う者に限る。）管理区域（管理区域の外側の場所においても使用施設等が設置されている場合にあつては、当該使用施設等の区域を含むものとし、管理区域に隣接し又は近接した場所において国際特定活動に係る施設その他の使用施設等と密接な関連を有する施設が設置されている場合にあつては、当該施設の区域を含むものとする。）

ハ 原子力利用国際規制物資使用者（国際規制物資使用者（旧国際規制物資使用者等を含む。第二条第一項を除き、以下同じ。）のうち、追加議定書第十八条に規定する核燃料サイクル関連の研究開発活動において核燃料物質を使用する者をいう。以下同じ。）核燃料物質計量管理区域を含む建物の区域（核燃料物質管理区域を含む建物の区域に隣接し又は近接した場所において国際特定活動に係る施設その他の使用施設等と密接な関連を有する施設が設置されている場合にあつては、当該施設の区域を含むものとする。）

第二章 国際規制物資の使用の許可の申請等  
（国際規制物資の使用の許可の申請）  
第一条の二 法第六十一条の三第二項の国際規制物資の使用の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 法第六十一条の三第二項第三号の国際規制物資の種類については、当該国際規制物資に係る国際約束（保障措置協定を除く。）の締約相手国（国際機関を含むものとし、当該締約相手国又は国際機関が複数ある場合にあつては、当該複数の締約相手国又は国際機関。以下「供給当事国」という。）との資料又は設備の別を明らかにして記載すること。

二 法第六十一条の第三項第三号の国際規制物資の数量及び同項第五号の予定使用期間については、当該国際規制物資の種類ごとに記載すること。

三 法第六十一条の第三項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）が法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者に該当しない旨の診断を受けたこと並びに当該診断を受けた病院、診療所等の名称及び住所、診断日、医師の氏名を記載すること。

2 前項第三号に掲げる記載に代えて法第六十一条の第三項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）が法第六十一条の四第三号に該当しないことが記載された医師の診断書を提出することができる。

3 法第六十一条の第三項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第一項第三号に掲げる記載に代えて当該役員が法第六十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（国際規制物資の使用の届出）

第一条の三 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者又は使用者は、国際規制物資を製錬の事業の用に供し、加工の事業の用に供し、原子炉の設置若しくは運転の用に供し、再処理の事業の用に供し、又は法第五十二条第一項の許可を受けた使用の目的に使用しようとするときは法第六十一条の第三項の四の規定により、その都度、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 国際規制物資を使用する工場又は事業所の名称及び所在地

三 国際規制物資の種類及び数量

四 予定使用期間

2 前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

（国際規制物資の貯蔵の届出）

第一条の四 使用済燃料貯蔵事業者は、国際規制物資を貯蔵しようとするときは、法第六十一条の第三項の規定により、その都度、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を貯蔵する事業所ごとに作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 国際規制物資を貯蔵する事業所の名称及び所在地

三 国際規制物資の種類及び数量

四 予定される貯蔵の期間

2 前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

（国際規制物資の廃棄の届出）

第一条の五 廃棄事業者は、国際規制物資を廃棄しようとするときは、法第六十一条の第三項の規定により、その都度、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を廃棄する事業所ごとに作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 国際規制物資を廃棄する事業所の名称及び所在地

三 国際規制物資の種類及び数量

四 予定される廃棄の期間

2 前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

（旧製錬事業者等の国際規制物資の使用の届出等）

第一条の六 旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、法第十二条の七第九項（法第二十二條の九第五項、法第四十三條の三の三第四項、法第四十三條の三の三十五第四項、法第五十一条第四項及び法第五十七條の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を使用しようとするときは、法第六十一条の第三項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、法第十條若しくは法第四十六條の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは法第二十条、法第三十三條第一項若しくは第二項、法第四十三條の三の二十第一項若しくは第二項又は法第五十六條の規定により加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 国際規制物資を使用する工場又は事業所の名称及び所在地

三 国際規制物資の種類及び数量

四 予定使用期間

2 前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

（旧使用済燃料貯蔵事業者等の国際規制物資の貯蔵の届出）

第一条の七 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、法第四十三條の二十八第四項において準用する法第十二條の七第九項の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を貯蔵しようとするときは、法第六十一条の第三項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を貯蔵する事業所ごとに作成し、法第四十三條の十六の規定により使用済燃料貯蔵事業者としての許可を取り消された日又は使用済燃料貯蔵事業者の解散若しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 国際規制物資を貯蔵する事業所の名称及び所在地

三 国際規制物資の種類及び数量

四 予定される貯蔵の期間

2 前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

（旧廃棄事業者等の国際規制物資の廃棄の届出）

第一条の八 旧廃棄事業者等は、法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二條の七第九項の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を廃棄しようとするときは、法第六十一条の第三項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を廃棄する事業所ごとに作成し、法第五十一条の十四の規定により廃棄事業者としての許可を取り消された日又は廃棄事業者の解散若しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 国際規制物資を廃棄する事業所の名称及び所在地

三 国際規制物資の種類及び数量

四 予定される廃棄の期間

2 前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

(法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者)

第一条の九 法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(国際規制物資の使用に係る変更の届出)

第二条 法第六十一条の五第一項の規定により、変更の届出をしようとする国際規制物資使用者は、その変更をしようとする日の三十日前までに次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 使用の場所
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 変更に係る使用を開始する日
- 2 前項の届出は、法第五十七条の七第二項第六号に掲げる事項の変更を伴う場合には、その内容を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 法第六十一条の五第二項の規定による変更の届出は、その内容を記載した書類を提出することにより行うものとする。

(合併及び分割の認可の申請)

第三条 法第六十一条の五の二第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 使用の場所
- 三 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により国際規制物資を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 四 合併又は分割の方法及び条件
- 五 合併又は分割の理由
- 六 合併又は分割の時期
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 合併契約書又は分割契約書(新設分割の場合にあつては、分割計画書)の写し
  - 二 前項第三号に規定する法人が法第六十一条の四第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
  - 三 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(記録)

第四条 国際規制物資を使用している者(国際規制物資を使用している製錬事業者(旧製錬事業者等を含む。以下同じ。)、加工事業者(旧加工事業者等を含む。以下同じ。)、試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。以下同じ。)、発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等を含む。以下同じ。)、再処理事業者(旧再処理事業者等を含む。以下同じ。)、使用者(旧使用者等を含む。以下同じ。))並びに原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資使用者(国際規制物資使用者のうち、原子力利用国際規制物資使用者以外の者を含む。以下同じ。)、国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者(旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。以下同じ。))並びに国際規制物資を廃棄している廃棄事業者(旧廃棄事業者等を含む。以下同じ。))をいう。以下同じ。は、法第六十一条の七の規定により、国際規制物資の使用(使

用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。以下同じ。))に關し、工場又は事業所(試験研究用等原子炉設置者にあつては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあつては発電用原子炉)ごとに、次の表の区分の欄に掲げる者の区分に応じ、同表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ、同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従つて記録し、及び同表の保存期間の欄に掲げる期間これを保存しておくなければならない。

区分	製錬事業者	記録事項	合	記録すべき場	保存期		
加工事業者							
		一 核原料物質(国際規制物資であるものに限る。以下同じ。))又は核燃料物質(国際規制物資であるものに限る。以下同じ。))の種類別及び相手方別の受渡数量及び受渡しの原因 二 核原料物質又は核燃料物質の種類別の廃棄(工場又は事業所において行われる廃棄を除く。以下この条及び第四条の二の二第一項の表の下欄において同じ。))の数量又は損失(事故損失を除く。第七条第三項及び第十九項において同じ。))の数量及び理由 三 核原料物質又は核燃料物質の種類別の事故損失の数量及び理由 四 核原料物質又は核燃料物質の種類別の計量における誤差に基づく増減その他の増減の数量及び理由 五 核原料物質又は核燃料物質の種類別の月間の生産量又は消費量 六 核原料物質又は核燃料物質の種類別の在庫量	一 核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因 二 核燃料物質の種類別の受払間差異(払出しに係る相手方から払出量として通知された量と受入れに係る核燃料物質計量管理区域において測定された量との差をいう。以下同じ。) 三 在庫変動を伴わないバッチの組替え(以下「リパッチング」という。)の内容及びリパッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量 四 核燃料物質の種類別の実在庫量 五 核燃料物質の種類別の不明物質質量(帳簿上の在庫量と実在庫量との差をいう。以下同じ。) 六 燃料要素中の核燃料物質の種類別の量	受渡しの際 毎月一回 毎月一回 毎月一回 毎月一回 毎月一回 毎月一回	事故損失の都度 十年間 十年間 十年間 十年間 十年間 十年間	第三項に定められる場合 受払間差異の確認の都度 リパッチングの都度 実在庫量の確認の都度 不明物質質量の確認の都度 燃料要素の被覆の完了の都度	十年間 十年間 十年間 十年間 十年間 十年間





事項を記録する場合であつて当該在庫変動が事故損失によるものであるときは当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のために採った措置に関する事項を、同表加工事業者の項第四号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第八号、使用済燃料貯蔵事業者の項第六号、廃棄事業者の項第四号又は使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第四号の記録事項を記録する場合には、同表の在庫量の確認のために採った手続に関する事項を、同表再処理事業者の項第一号の記録事項を記録する場合には、核燃料物質を含む溶液の体積及び密度等、核燃料物質の測定精度を維持するために採った手続並びに当該在庫変動が事故損失によるものであるときは当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のために採った措置に関する事項を、同項第五号の記録事項を記録する場合には、核燃料物質を含む溶液の体積及び密度等並びに実在庫量の確認のために採った手続に関する事項を含む。であつて、国際約束に基づく保障措置その他の規制の円滑な適用に資するために必要なものを併せて記載しなければならない。

7 既に記録された第一項の表加工事業者の項第一号から第十号まで、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第十号から第十四号まで、再処理事業者の項第一号から第八号まで、廃棄事業者の項、使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第一号から第七号まで若しくは非原子力利用国際規制物資使用者の項の記録事項又は加工事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは原子力利用国際規制物資使用者に係る前二項の記載事項について、核燃料物質又は減速材物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、修正の内容及びその理由を明らかにして修正しなければならない。

8 第一項の表の記録事項（加工事業者の項第八号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第五号から第七号まで、第十五号から第十七号まで及び第十九号、使用済燃料貯蔵事業者の項第三号から第五号まで、再処理事業者の項第四号、第七号及び第十号、廃棄事業者の項第六号並びに使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第六号を除く。）については、国際規制物資の供給当事国に関する事項を併せて記載しなければならない。

（電磁的方法による保存）  
**第四条の二** 法第六十一条の七に規定する記録は、前条第一項の表の記録事項に掲げる事項について、それぞれ同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法を用いる。第四条の二十一第一項及び第十条において同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。  
 2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の下欄に掲げる期間保存しておくなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（計量管理規定）  
**第四条の二の二** 法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について、計量管理規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

区分	事項
核燃料物質の使用（使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵及び廃棄事業者による廃棄を含む。）	一 核燃料物質の計量及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。 二 核燃料物質計量管理区域の設定及び当該核燃料物質計量管理区域に付する符号に関すること。
を行う場合（非原子力利用国際規制物資使用	三 主要測定点の設定及び当該主要測定点に付する符号に関すること。 四 核燃料物質をパッチに区分する方法及び当該方法により区分したパッチの符号の付し方に関すること。

者が核燃料物質の使用を行う場合を除く。）

五 パッチに区分した核燃料物質の組成、形状等を表す略号に関すること。  
 六 核燃料物質の核燃料物質計量管理区域への受入れ、核燃料物質計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。  
 七 前号に掲げる場合のほか、核的生成、核的損耗、事故損失等により核燃料物質に増加又は減少が生じた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。  
 八 実在庫量の確認の方法に関すること。  
 九 主要測定点における核燃料物質の測定の方法及び測定をするための機器の管理に関すること。  
 十 核燃料物質の在庫変動量、受払間差異、リパッチングの量、実在庫量、不明物質又は試料の採取及び分析に係る量を種類別に記録する場合の供給当事国に関する事項を記載する方法に関すること。  
 十一 核燃料物質を混合することにより供給当事国ごとの数量の内訳の変更が生じた場合の記録の方法に関すること。  
 十二 前二号に定めるもののほか、核燃料物質の計量及び管理に関する記録に関すること。  
 十三 その他核燃料物質の計量及び管理に關し必要な事項

非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質の使用を行う場合  
 一 核燃料物質の計量及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。  
 二 核燃料物質計量管理区域の設定及び当該核燃料物質計量管理区域に付する符号に関すること。  
 三 核燃料物質の核燃料物質計量管理区域への受入れ、核燃料物質計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。  
 四 前号に掲げる場合のほか、消費、事故損失等により核燃料物質に増加又は減少が生じた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。  
 五 核燃料物質の計量及び管理に關する記録に関すること。  
 六 その他核燃料物質の計量及び管理に關し必要な事項

国際規制物資（核燃料物質を除く。以下この表において同じ。）の使用を行う場合  
 一 国際規制物資の計量及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。  
 二 国際規制物資計量管理区域の設定及び当該国際規制物資計量管理区域に付する符号に関すること。  
 三 設備を同定する方法及び当該方法により同定した設備の符号の付し方に関すること。  
 四 国際規制物資の国際規制物資計量管理区域への受入れ、国際規制物資計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該国際規制物資の計量及び管理に関すること。  
 五 前号に掲げる場合のほか、消費、事故損失等により国際規制物資に増加又は減少が生じた場合の当該国際規制物資の計量及び管理に関すること。  
 六 国際規制物資の計量及び管理に關する記録に関すること。  
 七 その他国際規制物資の計量及び管理に關し必要な事項

#### (保障措置検査)

#### 第四条の二の三 次条から第四条の二の九までに定めるもののほか、法第六十一条の八の二第二項

に規定する保障措置検査は、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者又は原子力利用国際規制物質使用者（以下「加工事業者等」という。）について、核燃料物質計量管理区域ごとに行うものとし、その種類は、次に掲げるとおりとする。

一 実在庫検査 加工事業者等が核燃料物質計量管理区域ごとに実在庫の確認を行う場合において、これと同時にを行う検査

二 中間在庫検査 加工事業者等が前回の実在庫検査を受けた日（実在庫検査を受けたことのない核燃料物質計量管理区域にあっては、当該核燃料物質計量管理区域に核燃料物質を受け入れた日。次回において同じ。）から次回の実在庫検査を受ける日までの間において、原子力規制委員会が適当と認める日に行う検査

三 受払検査 加工事業者等が燃料体又は実効値が一以上のプルトニウム、ウラン若しくはトリウム若しくはその化合物（以下「燃料体等」という。）を核燃料物質計量管理区域に受け入れ、又は核燃料物質計量管理区域から払い出す場合において、原子力規制委員会が適当と認める日に行う検査

2 原子力規制委員会は、次の各号に掲げる核燃料物質の区分に応じ、加工事業者等が前回の実在庫検査を受けた日又は前回の中間在庫検査を受けた日から当該各号に定める期間を超えない範囲内において、次回との中間在庫検査を行うものとする。ただし、保障措置協定に基づく保障措置を実施するため適当と認める場合は、この限りでない。

一 ハキログラム以上の照射されていないプルトニウム 一月

二 ハキログラム以上の照射されていないウラン二三三 一月

三 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物であつて、ウラン二三五の量が二十五キログラム以上のもの（照射されていないものに限る。） 一月

四 前三号に掲げる核燃料物質を照射したものの 三月

五 ハキログラム未満のプルトニウム 一年

六 ハキログラム未満のウラン二三三 一年

七 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物であつて、ウラン二三五の量が二十五キログラム未満のもの 一年

八 トリウム又はウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十に達しないウラン 一年

3 原子力規制委員会が第一項の保障措置検査に当たつて行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

一 立入り（事務所又は工場若しくは事業所への立入りをいう。以下同じ。）

二 帳簿検査（保障措置協定に基づく保障措置の実施に密接な関連を有する施設に係るものを含む。）

三 員数検査（受け入れ、又は払い出す燃料体等について、記録等において記載された所在場所における員数の確認に関する検査を含む。）

四 機器検査

五 非破壊検査

六 試料提出

七 封印監視

4 第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉施設であつて、次の各号のいずれかに該当する核燃料物質を取り扱うものについては、中間在庫検査を免除することができる。

一 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物であつて、ウラン二三五の量が二十五キログラム未満のもの

二 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十に達しないウラン並びにその化合物であつて、ウラン二三五の量が七十五キログラム未満のもの

4 加工事業者は、濃縮施設及びその関連施設から構成される加工施設を使用している場合には、当該加工施設の核燃料物質計量管理区域において、年十三回を限度として（原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置を実施するため必要と認める場合は、当該限度を超えて）原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。当該限度を超える場合には、保障措置検査の回数は、おおむね年平均十三回を超えないものとする。

2 使用者は、前項に規定する加工施設と密接な関連を有する使用施設等（実効値の合計が一以上のウラン及びその化合物を取り扱うものに限る。）を使用している場合には、当該使用施設等の核燃料物質計量管理区域において、年十三回を限度として原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。

3 前二項の保障措置検査に当たつて行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

一 立入り

二 濃縮度が許可を受けた範囲を超えるような施設の構造となつていないことを確認すること。

三 非破壊検査

四 試料提出

五 封印監視

4 加工事業者（特定燃料体、燃料体であつて臨界実験装置で使用されるもののうちプルトニウムを含むもの（使用済燃料を除く。）又はウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物を含む燃料体（以下「特定燃料体等」という。）に係る加工施設に係るものを除く。）、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置の適用上必要と認める場合には、加工事業者の保障措置検査の受検（濃縮施設及びその関連施設から構成される加工施設並びに特定燃料体等に係る加工施設に係るものを除く。）と同時に、原子力規制委員会の指定する核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

2 前項の保障措置検査に当たつて行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

一 立入り

二 帳簿検査

三 員数検査

四 非破壊検査

五 封印監視

4 発電用原子炉設置者は、特定燃料体以外の燃料体のみを燃料として使用する実用発電用原子炉を使用している場合には、原子炉格納容器を開こうとするとき及び原子炉格納容器を閉じたときに、当該発電用原子炉施設の核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

2 前項の保障措置検査に当たつて行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

一 立入り

二 帳簿検査

三 員数検査

四 非破壊検査

五 封印監視

4 発電用原子炉設置者は、特定燃料体以外の燃料体のみを燃料として使用する実用発電用原子炉を使用している場合には、原子炉格納容器を開こうとするとき及び原子炉格納容器を閉じたときに、当該発電用原子炉施設の核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

2 前項の保障措置検査に当たつて行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

一 立入り

二 帳簿検査

三 員数検査

四 非破壊検査

五 試料提出

六 封印監視

3 第一項の保障措置検査を受けたときは、第四条の二の三第一項第一号に掲げる実在庫検査を受けたものとみなす。



**第四条の二の七** 再処理事業者は、再処理設備本体を使用している場合には、当該設備を使用しての期間にわたり継続して、当該再処理設備本体を使用している再処理施設の核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

2 前項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 立入り
- 二 再処理施設の各工程における核燃料物質の数量及び状況を確認すること。
- 三 使用している再処理施設の操作状況を確認すること。
- 四 非破壊検査
- 五 試料提出
- 六 封印監視

**第四条の二の八** 次の表の第一欄に掲げる事業者は、原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置の適用上必要と認める場合には、第二欄に掲げる事業者の第三欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域が中間在庫検査を受け得る期間に、第四欄に掲げる施設の原子力規制委員会が指定する核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
再処理事業者	使用者	再処理施設と密接な関連を有する使用施設等	再処理施設
使用者	再処理事業者	再処理施設	再処理施設と密接な関連を有する使用施設等
使用者	使用者	再処理施設と密接な関連を有する使用施設等	再処理施設と密接な関連を有する使用施設等

2 前項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 立入り
  - 二 帳簿検査
  - 三 員数検査
  - 四 機器検査
  - 五 非破壊検査
  - 六 試料提出
  - 七 封印監視
- 3 第一項の表の第一欄に掲げる事業者が第四欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、同項の保障措置検査を受けたとき、原子力規制委員会が適当と認める場合には、第二欄に掲げる事業者は第三欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、当該期間に受けるべき中間在庫検査を受けたものとみなす。

**第四条の二の九** 特定原子力事業者等は、特定原子力施設が存在するサイトにおいて、年六回を限度として（原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置を実施するため必要と認める場合は、当該限度を超えて）原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。当該限度を超える場合には、保障措置検査の回数は、おおむね年平均六回を超えないものとする。

2 前項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 立入り
- 二 非破壊検査
- 三 試料提出
- 四 封印監視

**第四条の二の十** 法第六十一条の九の四第二項第三号の原子力規制委員会規則で定める概要は、次のとおりとする。

- 一 国際特定活動の規模（国際特定活動を行うことにより一年間に生産することができる資材又は設備（追加議定書附属書I（XV）に規定するホットセルを含む。次号及び第七條第三十五項において同じ。）の数量を含むものでなければならない。）

二 国際特定活動を行うことにより生産することができる資材又は設備の品質及び用途

三 国際特定活動が行われる場所であって追加議定書第七條に規定する管理されたアクセスによる可能性がある場所

**第三章 指定情報処理機関**

**（解析の方法）**

**第四条の三** 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第五十七條第二項の原子力規制委員会規則で定める方法は、工場又は事業所において不明物質量が発生した場合において当該工場又は事業所に係る核燃料物質が平和の目的以外に利用されていないことを確認することに資するために行う解析の方法であつて、原子力規制委員会が指定するものとする。

**（指定の申請）**

**第四条の四** 法第六十一条の十一の規定により情報処理業務を行う者としての指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 二 情報処理業務を行う事業所の名称及び所在地
  - 三 行おうとする情報処理業務の内容
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款及び登記事項証明書
  - 二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表、事業報告書及び収支決算書
  - 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
  - 四 次に掲げる事項を記載した書面
    - イ 役員の名簿及び略歴並びに一般社団法人にあつては社員の氏名又は名称
    - ロ 情報処理業務を実施する主たる技術者の数及び経歴
    - ハ 情報処理業務の実施に使用する電子計算機等の設備の概要、所在場所及び所有又は借入れの別
  - 五 国際約束に基づく保障措置に係る情報処理の技術その他の技術の研究及び開発の実績
  - ホ 情報処理業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要

**第四条の五** 法第六十一条の十六第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 情報処理業務を実施する者の配置に関する事項。
- 二 情報処理業務を実施する場合に使用する設備に関する事項。
- 三 受託した情報処理業務に関する結果の報告に関する事項。
- 四 情報処理業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関する事項。
- 五 その他情報処理業務に関し必要な事項

2 指定情報処理機関は、法第六十一条の十六第一項の規定により業務規定の認可を受けようとするときは、前項各号に掲げる事項について業務規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

**（事業計画等の認可の申請）**

**第四条の六** 指定情報処理機関は、法第六十一条の十七第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、事業計画書及び収支予算書を添付した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 指定情報処理機関は、法第六十一条の十七第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 変更の内容
- 二 変更しようとする年月日



三 変更の理由  
(業務の休廃止の許可の申請)

**第四条の七** 指定情報処理機関は、法第六十一条の二十の規定により情報処理業務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 休止又は廃止しようとする情報処理業務の範囲又は内容
- 三 休止又は廃止の年月日
- 四 休止の期間
- 五 休止又は廃止の理由

**第四章** 指定保障措置検査等実施機関

(指定保障措置検査等実施機関に行わせる保障措置検査等実施業務の範囲)

**第四条の八** 原子力規制委員会は、法第六十一条の二十三の二の規定により、保障措置検査等実施業務のうち保障措置検査が行われる工場又は事業所において使用されている国際規制物資の種類、数量又はその使用の態様その他の事由により自ら保障措置検査等実施業務を行う必要があると認められたものを除き、指定保障措置検査等実施機関に行わせることができる。

(指定の申請)

**第四条の九** 法第六十一条の二十三の三第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表、事業報告書及び収支決算書
- 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 次に掲げる事項を記載した書面
  - イ 役員の氏名及び略歴並びに一般社団法人にあつては社員の氏名又は名称
  - ロ 保障措置検査員の氏名及び略歴
  - ハ 試料試験(法第六十一条の二十三の二第二号に規定する試料の試験をいう。以下同じ。)を実施する主たる技術者の数及び経歴
  - ニ 保障措置検査等実施業務を適確に遂行するに足りる技術的能力があることの説明
  - ホ 保障措置検査等実施業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要
- 2 法第六十一条の二十三の三第二項第三号の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。
  - 一 行おうとする保障措置検査等実施業務の内容
  - 二 保障措置検査等実施業務を開始しようとする年月日

**保障措置検査員の条件)**  
**第四条の十** 法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める条件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学、短期大学若しくは高等専門学校(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。第三号において同じ。)において理科系統の学科を修めて卒業した者であつて、国際規制物資の計量及び管理の実務又は保障措置検査等(保障措置検査、法第六十八条第一項の規定による立入検査(保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために行うものに限る。)及び同条第四項の規定による立入検査をいう。次号において同じ。)の実務に通常して二年以上従事した経験を有するもの
- 二 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。次号において同じ。)又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、国際規制物資の計量及び管理の実務又は保障措置検査等の実務に通常して五年以上従事した経験を有するもの

三 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、原子力規制委員会が定める研修を修了したものの

四 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者(保障措置検査員の数)

**第四条の十一** 法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める数は、十二名とする。

(名称等の変更の届出)

**第四条の十二** 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の六の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称、住所又は保障措置検査等実施業務を行う事業所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(実施指示書)

**第四条の十三** 法第六十一条の二十三の七第一項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 保障措置検査を実施する保障措置検査員の数
- 二 実施すべき保障措置検査の内容(法第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出させべき試料の種類及び数量並びに同項第四号の規定によりされるべき封印又は取り付けられるべき装置の対象物及び位置を特定する事項を含む。)
- 三 実施指示書に記載のない事項について対処する必要があるが生じたときに保障措置検査員がとるべき措置

(通知)

**第四条の十四** 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の七第四項の規定による通知をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した通知書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 保障措置検査を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 保障措置検査の対象となつた事務所又は工場若しくは事業所の名称及び所在地
- 三 保障措置検査を行った年月日
- 四 保障措置検査を行った場所
- 五 保障措置検査員の氏名
- 六 保障措置検査の結果

(業務規定の認可の申請)

**第四条の十五** 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の八第一項前段の規定による業務規定の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該業務規定を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の八第一項後段の規定により業務規定の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 変更の内容
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(業務規定)

**第四条の十六** 法第六十一条の二十三の八第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 保障措置検査等実施業務を行う事業所の名称及びその事業所が行う保障措置検査等実施業務の内容
  - 二 保障措置検査員の選任及び解任並びにその配置に関する事項
  - 三 試料試験を実施する者の配置に関する事項
  - 四 保障措置検査の実施の方法に関する事項
  - 五 試料試験及び法第六十一条の二十三の二第二号に規定する記録の確認（以下「試料試験等」という。）の方法に関する事項
  - 六 法第六十一条の二十三の二第三号の業務の実施の方法に関する事項
  - 七 保障措置検査等実施業務に関する結果の報告に関する事項
  - 八 保障措置検査等実施業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関する事項
  - 九 その他保障措置検査等実施業務に関し必要な事項
- （事業計画等の認可の申請）
- 第四条の十七** 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該事業計画書及び収支予算書を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 2 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
    - 一 変更の内容
    - 二 変更しようとする年月日
    - 三 変更の理由
- （役員を選任及び解任等）
- 第四条の十八** 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十一第一項の規定により役員を選任又は解任の認可を受けようとするときは、選任又は解任しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書に選任又は解任の理由を記載した書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 2 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十一第二項の規定により保障措置検査員の選任の認可を受けようとするときは、選任しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- （業務の休廃止の許可の申請）
- 第四条の十九** 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十五の規定により保障措置検査等実施業務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 二 休止又は廃止しようとする保障措置検査等実施業務の範囲又は内容
  - 三 休止又は廃止の年月日
  - 四 休止の期間
  - 五 休止又は廃止の理由
- （帳簿）
- 第四条の二十** 法第六十一条の二十三の十七第一項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- 一 保障措置検査を受けた者の氏名又は名称及び住所
  - 二 保障措置検査の対象となった事務所又は工場若しくは事業所の名称及び所在地
  - 三 実施指示書を交付された年月日
  - 四 保障措置検査を行った年月日
  - 五 保障措置検査を行った場所

六 保障措置検査員の氏名

七 保障措置検査の内容

八 保障措置検査の結果

九 その他保障措置検査に関し必要な事項

十 試料試験等を行った試料又は記録を特定する事項

十一 試料試験等を行った年月日

十二 試料試験等を行った事業所

十三 試料試験等を行った者の氏名

十四 試料試験等の方法

十五 試料試験等の結果

十六 その他試料試験等に関し必要な事項

2 法第六十一条の二十三の十七第一項の帳簿は、十年間保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

3 指定保障措置検査等実施機関は、原子力規制委員会が指定する経費の金額については、原子力規制委員会の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

4 指定保障措置検査等実施機関は、前項の規定により予算の流用又は予備費の使用については原子力規制委員会の承認を受けようとするときは、流用又は使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を原子力規制委員会に提出して申請しなければならない。

#### (予算の繰越し)

第四條の二十八 指定保障措置検査等実施機関は、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらないものについて、予算の実施上必要があるときは、これを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、原子力規制委員会が指定する経費の金額については、あらかじめ、原子力規制委員会の承認を受けなければならない。

2 指定保障措置検査等実施機関は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度未だに、申請ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を原子力規制委員会に提出して申請しなければならない。

3 指定保障措置検査等実施機関は、第一項の規定により第四條の二十五の勘定に係る繰越しをしなるときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越し計算書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

4 前項の繰越し計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 繰越しに係る経費の予算現額
- 二 前号の予算現額のうち支出決定済額
- 三 第一号の予算現額のうち翌事業年度への繰越額
- 四 第一号の予算現額のうち不用額

#### (収支決算書)

第四條の二十九 法第六十一條の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一條の十七第二項の収支決算書は、収支予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の掲げる事項を示さなければならない。

- 一 収入
  - イ 収入予算額
  - ロ 収入決定済額
- 二 支出
  - ハ 収入予算額と収入決定済額の差額
  - イ 支出予算額
  - ロ 前事業年度からの繰越額
  - ハ 予備費の使用の金額及びその理由
  - ニ 流用の金額及びその理由
  - ホ 支出予算の現額
  - ト 支出決定済額
  - チ 翌事業年度への繰越額
  - テ 不用額

#### (会計規程)

第四條の三十 指定保障措置検査等実施機関は、その財務及び会計に関し、法及びこの規則で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 指定保障措置検査等実施機関は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について原子力規制委員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

#### 第五章 雑則

##### (使用の廃止等の届出)

第五條 法第六十一條の九の二第一項の規定により、国際規制物資使用者は、国際規制物資の全ての使用を廃止したときは、その廃止の日から三十日以内に次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 廃止に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 使用の許可の年月日
- 四 廃止の年月日
- 五 廃止の理由

2 法第六十一條の九の二第三項の規定により、国際規制物資使用者が解散し、又は死亡した場合において、法第六十一條の五の二第一項又は法第六十一條の五の三第一項の規定による承継がなかったときは、その清算人若しくは破産管財人又は相続人に代わって相続財産を管理する者は、解散又は死亡の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 解散又は死亡に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 国際規制物資使用者が解散し又は死亡した年月日
- 四 解散の理由

##### (使用の廃止等に伴う措置)

第五條の二 旧国際規制物資使用者等（国際規制物資である核原料物質を使用する者を除く。）は、法第六十一條の九の三第一項の規定により、国際規制物資を譲り渡し、又は廃棄しなければならない。

2 前項に規定する措置は、国際規制物資使用者としての許可を取り消された日、国際規制物資の全ての使用を廃止した日又は国際規制物資使用者が解散し、若しくは死亡した日からそれぞれ三十日以内に行なければならない。

##### (国際特定活動の終了等の届出)

第六條 法第六十一條の九の四第四項の規定により、国際特定活動実施者は、当該届出に係る全ての国際特定活動を終えたときは、当該国際特定活動を終えた日から三十日以内に次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該国際特定活動に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 当該国際特定活動の届出の年月日
- 四 当該国際特定活動を終えた年月日
- 五 当該国際特定活動を終えた理由

2 法第六十一條の九の四第五項の規定により、国際特定活動実施者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは分割により国際特定活動に係る事業を承継した法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者は、解散又は死亡の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 解散又は死亡に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 国際規制物資使用者又は国際特定活動実施者が解散し又は死亡した年月日
- 四 解散の理由

##### (報告の徴収)

第七條 製錬事業者は、核原料物質又は核燃料物質を受け入れ、又は払い出したときは、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二による報告書を工場又は事業所ごとに作成し、その受入れ又は払出しが行われた日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 製錬事業者は、核原料物質又は核燃料物質の管理に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第三に定める報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 3 製錬事業者は、核原料物質若しくは核燃料物質を次の各号に定める数量のいずれかを超えて受け入れ、若しくは払い出したとき又は核原料物質若しくは核燃料物質の毎月一日からの損失の数量を合計した数量が次の各号に定める数量のいずれかの百分の二を超えたときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。
  - 一 濃縮度が天然の混合率以下で千分の五を超えるウランにあつては、十トン
  - 二 濃縮度が千分の五以下であるウランにあつては、二十トン
  - 三 トリウムにあつては、二十トン
- 4 加工事業者等は、在庫変動(核的生成又は核的損耗によるものを除く。以下この項において同じ。)が生じたとき、受払間差異を確認したとき又はリパッチングを行ったときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第四による報告書を作成し、それぞれ在庫変動が生じた日、受払間差異を確認した日又はリパッチングを行った日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 5 前項の場合において、加工事業者等は、当該核燃料物質の供給当事国ごとの数量に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、パッチごとに記録している場合には別記様式第五による報告書、その他の方法により記録している場合には別記様式第六による報告書を作成し、当該在庫変動が生じた日、受払間差異を確認した日又はリパッチングを行った日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 6 加工事業者等(試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者及び使用済燃料貯蔵事業者を除く。)は、核燃料物質を混合することにより供給当事国ごとの数量の内訳に変更が生じたときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第六による報告書を作成し、当該混合を行った日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 7 試験研究用等原子炉設置者又は発電用原子炉設置者は、特定燃料体を原子炉(臨界実験装置を除く。)へ挿入したときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第七による報告書を作成し、当該挿入の日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 8 試験研究用等原子炉設置者又は発電用原子炉設置者は、使用済燃料を取り出したとき又は払い出したときは、当該使用済燃料に係る核的生成及び核的損耗について、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第四による報告書を作成し、当該取出し又は払出しの日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 9 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料を払い出したときは、当該使用済燃料に係る核的生成及び核的損耗について、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第四による報告書を作成し、当該払出しの日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 10 前二項の場合において、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者及び使用済燃料貯蔵事業者は、当該使用済燃料に係る核的生成及び核的損耗についての供給当事国ごとの数量に関し、別記様式第五による報告書を作成し、当該取出しの日属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 11 加工事業者等は、実在庫量の確認を行ったときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第八及び別記様式第九による報告書を作成し、実在庫量の確認を終了した日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 12 前項の場合において、加工事業者等は、供給当事国ごとの実在庫量に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、パッチごとに記録している場合には別記様式第十による報告書、その他の方法により記録している場合には別記様式第十一による報告書を作成し、実在庫量の確認を終了した日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 13 加工事業者等(試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者及び使用済燃料貯蔵事業者を除く。)は、既に提出した第四項から第六項まで、第十一項又は前項の報告書について、核燃料物質の測定精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 14 加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者(実効値の合計が一以上のプルトニウム、ウラン又はトリウム及びその化合物を取り扱う者に限る。)は、サイトごとに、操業の計画に関し、別記様式第十二による報告書を毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の二月前までに(新たに加工の事業の許可、試験研究用等原子炉の設置の許可、発電用原子炉の設置の許可、使用済燃料の貯蔵の事業の許可、再処理の事業の指定、廃棄の事業の許可又は使用の許可(この項及び次項において「許可又は指定」という。))を受けた者が当該許可又は指定を受けた後最初に提出すべき報告書にあつては、当該許可又は指定を受けた後速やかに、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 15 加工事業者等(原子力利用国際規制物質使用者を除く。次項において同じ。)は、核燃料物質の受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第十三による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の開始前に(新たに許可又は指定を受けた者が当該許可又は指定を受けた後最初に提出すべき報告書にあつては、当該許可又は指定を受けた後速やかに)、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 16 加工事業者等は、前項の報告書の記載事項に変更があつたときは、別記様式第十三による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に報告しなければならない。
- 17 前二項の規定は、使用する核燃料物質の実効値の合計が百分の一に達しない使用者については、適用しない。
- 18 国際規制物質を使用している者(旧国際規制物質使用者等及び国際規制物質を廃棄している廃棄事業者を除く。)は、核燃料物質を輸入し、又は輸出する場合は、工場又は事業所ごとに、別記様式第十四による報告書を作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 19 加工事業者又は再処理事業者は、法第十三条第一項若しくは法第十六条第一項の規定により受けた許可又は法第四十四条第一項の規定により受けた指定若しくは法第四十四条の四第一項の規定により受けた許可に係る申請書に記載された核燃料物質収支図に加工又は再処理の各工程ごとに表示された核燃料物質の損失の数値(当該許可又は指定の際に付された条件により修正された場合にあつては、修正後の数値)の合計を超えて核燃料物質の損失が発生したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。
- 20 核原料物質を廃棄している廃棄事業者又は国際規制物質使用者(法第六十一条の三第一項に基づき核原料物質の使用の許可を受けた者に限る。)は、当該核原料物質の管理に関し、国際規制物質計量管理区域ごとに、別記様式第十五による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 21 非原子力利用国際規制物質使用者(法第六十一条の三第一項に基づき核燃料物質の使用の許可を受けた者に限る。第三十一項及び第三十二項において同じ。)は、当該核燃料物質の管理に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第十六による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 22 試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物質使用者(法第六十一条の三第一項に基づき減速材物質の使用の許可を受けた者に限る。次項から第二十五項までにおいて同じ。)は、減速材物質の受入れ又は払出しによる増減等により在庫の状況に変化が生じたときは、国際規制物質計量管理区域ごとに、別記様式第十七による報告書を作成し、当該在庫の状況に変化が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 23 減速材物質を使用している試験研究用等原子炉設置者若しくは発電用原子炉設置者、減速材物質を廃棄している廃棄事業者又は国際規制物質使用者は、毎年十二月三十一日における減速材物

- 質の在庫の状況について、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十八による報告書を作成し、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 24 試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者は、既に提出した第二十二項又は前項の報告書について、減速材物質の測定精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 25 試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者は、減速材物質を受け入れ、又は払い出す場合には、工場又は事業所ごとに、別記様式第十九による報告書を作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 26 加工事業者等又は非原子力利用国際規制物資使用者（法第六十一条の三第一項に基づき設備の使用の許可を受けた者に限る。次項及び第二十八項において同じ。）は、設備の受入れ又は払出しによる増減等により在庫の状況に変化が生じたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第二十による報告書を作成し、当該在庫の状況に変化が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 27 設備を使用している加工事業者等（設備を廃棄している廃棄事業者を含む。）又は非原子力利用国際規制物資使用者は、毎年十二月三十一日における設備の在庫の状況について、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第二十一による報告書を作成し、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 28 加工事業者等又は非原子力利用国際規制物資使用者は、設備を受け入れ、又は払い出す場合には、工場又は事業所ごとに、別記様式第十九による報告書を作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 29 国際規制物資を使用している者は、核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたとき又は法第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く。）若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、その旨を直ちに、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を三十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- 30 非原子力利用国際規制物資使用者は、核燃料物質の事故増加が生じたときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第二十二による報告書を作成し、当該事故増加が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 31 非原子力利用国際規制物資使用者（旧国際規制物資使用者等を除く。次項において同じ。）は、核燃料物質を輸入し、又は輸出したときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第二十三による報告書を作成し、輸入又は輸出を実施した日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 32 非原子力利用国際規制物資使用者は、既に提出した前項の報告書について、核燃料物質の測定精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 33 製錬事業者は、製錬の事業の実施に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第二十四による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 34 加工事業者等は、毎年十二月三十一日におけるサイトの状況に関し、サイトごとに、別記様式第二十五による報告書を作成し、当該サイト内の建物の配置を示す図面を添えて、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 35 国際特定活動実施者は、国際特定活動を行うことにより生産した資材又は設備の数量について、工場又は事業所ごとに、別記様式第二十六による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

36 ウラン鉱山においてウラン鉱の採鉱、採鉱及び選鉱を行っている者は、その実施に関し、ウラン鉱山ごとに、別記様式第二十七による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

37 第一項、第二項、第四項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで、第三十項から前項までの報告書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

（身分を示す証明書）

第八条 法第六十一条の八の二第三項又は法第六十八条第五項及び法第六十一条の二十三第二項（法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第二十八及び別記様式第二十九とする。

（封印又は装置の取付けの通報）

第九条 原子力規制委員会は、法第六十八条第十項の規定により国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において封印をさせ、又は装置を取り付けさせようとするときは、あらかじめ、封印又は装置の取付けの予定時期、箇所等をその者に通報するものとする。

（電磁的記録媒体による手続）

第十条 第七條第一項、第二項、第四項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで及び第三十項から第三十六項までの報告書の提出については、当該報告書の提出に代えて、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第三十の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

（指定情報処理機関等の名称等）

第十一条 次の表の上欄に掲げる原子力規制委員会が指定する指定情報処理機関又は指定保障措置検査等実施機関の名称及び行うことができる業務の範囲は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

指定情報処理機関	公益財団法人 核物質管理センター	法第六十一条の十に規定する情報処理業務
指定保障措置検査等実施機関	公益財団法人 核物質管理センター	法第六十一条の二十三の二に規定する保障措置検査等実施業務（保障措置検査が行われる工場又は事業所において使用されている国際規制物資の種類、数量又はその使用の態様その他の事由により原子力規制委員会が自ら保障措置検査等実施業務を行う必要があると認められたものを除く。）

附則 抄

1 この府令は、昭和三十六年九月三十日から施行する。

附則（昭和四二年二月二〇日総理府令第七号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四二年八月一日総理府令第三七号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四二年九月二八日総理府令第四六号） 抄  
（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条から第六条までの規定は、昭和四十二年十月二日から施行する。

附則（昭和四三年七月二〇日総理府令第四七号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年三月二一日総理府令第七号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年九月二四日総理府令第三四号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十二年一月二十九日総理府令第四四号）

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第八十号）の施行の日（昭和五十二年十二月二日）から施行する。

附則（昭和五十三年一月三〇日総理府令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、昭和五十三年一月一日から施行する。

附則（昭和五十三年二月二八日総理府令第五四号）

1 この府令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

2 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部を改正する命令（昭和五十三年総理府令第五号）による改正前の核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部を改正する総理府令（昭和五十三年総理府令第一号）、核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部を改正する総理府令（昭和五十三年総理府令第四十九号）による改正前の核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）、原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する総理府令（昭和五十三年総理府令第五十号）による改正前の原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和三十三年総理府令第八十三号）、使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部を改正する総理府令（昭和五十三年総理府令第五十二号）による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）又は核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する総理府令（昭和五十三年総理府令第五十三号）による改正前の核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十三年総理府令第八十四号）の規定によりされた報告のうち、改正後の国際規制物質の使用に関する規則（以下「新規規則」という。）中に当該報告に係る規定に相当する規定があるものについては、新規規則の当該相当する規定によりされた報告とみなす。

3 使用する核燃料物質の実効値の合計が一に達しない使用者は、受入れ若しくは払出し、保管廃棄以外の廃棄又は事故損失による在庫変動以外の在庫変動については、新規規則第七条第六項の規定にかかわらず、当分の間、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について新規規則様式第七による報告書を作成し、それぞれ当該期間の経過後十五日以内に長官に提出することができる。

附則（昭和五十五年一月二四日総理府令第五二号）

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四十三号）の施行の日（昭和五十五年十一月十四日）から施行する。

附則（昭和六十二年一月二六日総理府令第六四号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十二年九月二八日総理府令第四四号）

（施行期日）

第一条 この府令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けている者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第十五条に規定する種類及び数量の核燃料物質のみを使用する者を除く。）は、昭和六十三年十二月三十一日までの間は、同項の規定による計量管理規定の変更の認可を受けなくても、この府令による改正前の国際規制物質の使用に関する規則（以下「旧規則」という。）第四条の二第一項の規定により科学技術庁長官に提出した申請書に記載した計量管理規定に従って引き続き国際規制物質を使用することができる。その者が、その期間内に法第六十一条の八第一項の規定による計量管理規定の変更の認可の申請をした場合において、認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

2 この府令の施行の際現に法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けている者（令第十五条に規定する種類及び数量の核燃料物質のみを使用する者に限る。）は、昭和六十四年九月三十日までの間は、同項の規定による計量管理規定の変更の認可を受けなくても、旧規則第四条の二第一項の規定により科学技術庁長官に提出した申請書に記載した計量管理規定に従って引き続き国際規制物質を使用することができる。その者が、その期間内に法第六十一条の八第一項の規定による計量管理規定の変更の認可の申請をした場合において、認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

3 この府令による改正後の国際規制物質の使用に関する規則第七条の規定は、この府令の施行の日以後に発生する事実に関する報告について適用し、同日前に発生した事実に関する報告については、なお従前の例による。

附則（平成元年七月三日総理府令第四五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成七年三月二三日総理府令第三号）

（施行期日）

第一条 この府令は、平成七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令による改正後の国際規制物質の使用に関する規則（以下「新規規則」という。）別記様式第四から様式第十一まで（新規規則第七条第十二項の規定による報告に係るものを除く。）、様式第十六（新規規則第七条第二十二項の規定による報告に係るものを除く。）及び様式第十九は、この府令の施行の日以後に発生する事実に関する報告について適用し、同日前に発生した事実に関する報告については、なお従前の例による。

2 この府令による改正前の国際規制物質の使用に関する規則別記様式第十二による報告書の記載事項に変更があった場合における新規規則第七条第十四項の規定による報告書の様式については、なお従前の例による。

附則（平成八年七月二二日総理府令第三九号）

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。

附則（平成一〇年三月三一日総理府令第八号）

この府令は、平成一〇年四月二十日から施行する。

附則（平成一二年三月二九日総理府令第一五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年二月一六日総理府令第六四号）

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十五号、以下「改正法」という。）の施行前に開始された改正法による改正前の法第六十八条第一項の規定による立入検査（保障措置協定に基づく保障措置の実施の確保のために行うものに限る。）は、この総理府令による改正後の国際規制物質の使用等に関する規則第四条の二の三第一項の規定の適用については、保障措置検査とみなす。

附則（平成二二年六月一六日総理府令第六二号）

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第五条、第七条及び第八条の改正規定（20万円を「30万円」に改める部分に限る。）は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十七号）の施行の日（平成十二年七月一日）から施行する。

附則（平成二二年一〇月二〇日総理府令第一一八号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成十三年四月一〇日文科科学省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十三年二月二〇日文科科学省令第八三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年三月一七日文科科学省令第三号）

この省令は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則第一条本文の政令で定める日（平成十五年三月十七日）から施行する。

附則（平成十五年三月二八日文科科学省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年九月三〇日文科科学省令第四四号）

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一十七年三月三日文科科学省令第二二号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成一十七年三月七日）から施行する。

附則（平成一十七年一月三〇日文科科学省令第五〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成一十七年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に国際規制物質の使用をしている加工事業者等に係るこの省令の施行後最初の間在庫検査については、この省令による改正後の国際規制物質の使用等に関する規則（以下この条において「新規規則」という。）第四条の二の三第二項の規定にかかわらず、文科科学大臣は、同項各号に掲げる核燃料物質の区分に応じ、当該加工事業者等がこの省令による改正前の国際規制物質の使用等に関する規則第四条の二の三第一項の保障措置検査を受けた日（同項の保障措置検査を受けたことのない核燃料物質計量管理区域にあっては、当該核燃料物質計量管理区域に核燃料物質を受け入れた日）から新規規則第四条の二の三第二項各号に定める期間を超えない範囲内において、これを行うものとする。

附則（平成一十八年八月一〇日文科科学省令第三二二号）

この省令は、原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定（平成一十八年条約第十四号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（平成二二年二月二〇日文科科学省令第三三三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第五の注17の表の改正規定は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定（平成二十三年条約第五号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（平成二四年一月二〇日文科科学省令第一二二号）

この省令は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定（平成二十三年条約第十九号）及び原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定（平成二十三年条約第二十号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（平成二四年二月六日文科科学省令第二二二号）

この省令は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシエミット王国政府との間の協定（平成二十四年条約第一号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（平成二四年四月二六日文科科学省令第二二二号）

この省令は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定（平成二十四年条約第四号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（平成二四年九月一四日文科科学省令第三二二号）抄

1 この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附則（平成二五年三月二二日文科科学省令第六六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けている者（この省令による改正後の国際規制物質の使用等に関する規則（以下「新規規則」という。）第四条第一項に規定する原子力利用国際規制物質使用者に限る。）は、平成二十五年六月三十日までの間は、法第六十一条の八第一項の規定による計量管理規定の変更の認可（以下「変更認可」という。）を受けなくても、この省令による改正前の国際規制物質の使用等に関する規則第四条の二の二第一項の規定により提出した申請書に記載した計量管理規定に従って引き続き国際規制物質を使用することができる。その者が、その期間内に変更認可の申請をした場合において、認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

2 新規規則第七条の規定は、この省令の施行の日以後に発生する事実に関する報告について適用し、同日前に発生した事実に関する報告については、なお従前の例による。

附則（平成二五年三月二九日文科科学省令第八八号）

この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年六月二八日原子力規制委員会規則第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二五年七月八日）から施行する。

（経過措置）

第十七条 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二五年一月二六日原子力規制委員会規則第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二五年十二月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二六年二月二八日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日（平成二六年三月一日）から施行する。

附則（平成二六年六月二七日原子力規制委員会規則第三号）

この規則は、平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定（平成二六年条約第七号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（平成二六年七月九日原子力規制委員会規則第四号）

この規則は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定（平成二六年条約第八号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（平成二九年七月七日原子力規制委員会規則第八号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二九年七月十日）から施行する。

附則（平成二九年七月二〇日原子力規制委員会規則第九号）



この規則は、原子力の平和的利用における協力のための日本政府とインド共和国政府との間の協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成二十九年二月二十二日原子力規制委員会規則第一七号) 抄 (施行期日)

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成三十年十月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号) この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号) 抄 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年九月二三日原子力規制委員会規則第四号) この規則は、令和元年九月十四日から施行する。

附 則 (令和二年三月二七日原子力規制委員会規則第二二号) 抄 (施行期日)

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和二年三月二六日原子力規制委員会規則第一四号) この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年二月二二日原子力規制委員会規則第二一号) 抄 (施行期日)

第一条 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

附 則 (令和三年二月二二日原子力規制委員会規則第一号) この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年三月七日原子力規制委員会規則第一号) この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1 (第7条関係)

別記様式第1 (第7条関係) (昭和三十四年法律第44号、昭和47年法律第3号、平成10年法律第6号、平成12年法律第64号、平成12年法律第62号、平成12年法律第118号、平成25年法律第8号、平成26年法律第3号、令和元年法律第3号、令和元年法律第21号、一部改正) 核原料物質(核燃料物質)受入報告書

年 月 日  
原子力規制委員会 殿  
住所  
氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第7条第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。

核原料物質(核燃料物質)の区分(注1)	
受入工場又は事業所	名称 所在地
受入年月日	
受入数量(注2)	
供給当事国(注3)	
払出工場又は事業所(注4)	名称 所在地
運搬者名	
化合物又は混合物の名称及びその形状	

注1 核原料物質の区分についてはウラン鉱又はトリウム鉱の区分により、核燃料物質の区分については天然ウラン、劣化ウラン又はトリウムの区分により記載すること。  
2 ウラン鉱、天然ウラン又は劣化ウランの区分に属するものあつてはウランの量、トリウム鉱又はトリウムの区分に属するものあつてはトリウムの量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は、四捨五入すること。  
3 供給当事国が2以上ある場合は、供給当事国ごとの数量を注2の例により、併せて記載すること。  
4 輸入の場合にあつては、輸入相手国名及び相手方の氏名(法人にあつては、その名称)を記載すること。  
備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 この報告書は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごとに作成すること。

- と。
- 3 この報告書は、当該工場又は事業所に現実に受け入れた期日及び数量を基準として作成すること。
  - 4 当該受入れが貯蔵の委託に伴う場合は、その旨を別業で記載し、添付すること。

別記様式第2（第7条関係）（昭45総府令44・全改、平7総府令3・平10総府令6・平11総府令64・平12総府令62・平13総府令118・平25文科令8・平26原子法3・平28原子法3・平28原子法3・平28原子法31・一部改正）

核原料物質（核燃料物質）払出報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子伊の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。

核原料物質（核燃料物質）の区分（注1）		
払出工場又は事業所	名称	
	所在地	
払出年月日		
払出数量（注2）		
供給当事国（注3）		
受入工場又は事業所（注4）	名称	
	所在地	
運搬者名		
化合物又は混合物の名称及びその形状		

- 注1 別記様式第1の注1の例により記載すること。
- 2 別記様式第1の注2の例により記載すること。
- 3 別記様式第1の注3の例により記載すること。
- 4 輸出の場合にあっては、輸出相手国名及び相手方の氏名（法人にあっては、その名称）を記載すること。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 この報告書は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごとに作成すること。
  - 3 この報告書は、当該工場又は事業所から現実に払い出した期日及び数量を基準として作成すること。

4 当該払出しが貯蔵の委託に伴う場合は、その旨を別業で記載し、添付すること。

別記様式第3 (第7条関係) (昭和三十九年44号令、平成元年49号令、平成7年3号令、平成10年8号令、平成11年4号令、平成12年4号令、平成13年118号令、平成17年文科省8号令、平成18年文科省8号令、平成19年原子力8号令、平成20年原子力8号令、平成21年原子力8号令、一部改正)

年 期核原料物質(核燃料物質)管理報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第2項の規定により、次のとおり報告します。

核原料物質(核燃料物質)の区分(注1)			
供給当国	名称		
工場又は事業所	所在地		
	名称		
事務上の連絡先(注2)	所在地	電話番号( )	
	連絡員の氏名		所属部署名( )

1 総括表

事項	数量(注3)
期首在庫	
期中増加	輸入
	国内からの受入れ
	生産(注4)
	その他の増加(注5)
調整(注6)	
計(注7)	

期中減少	輸 出	
	国内への払出し	
	事 故 損 失	
	廃棄又は損失(注8)	
	その他の減少(注9)	
期 末 在 庫		
調 整 (注6)		
	(注10)	
期 末 貯 蔵 委 託(注11)		
期 末 運 搬 (注12)		

2 明細表

(1) 輸入 (注13)

	相手方の氏名(法人にあつては、その名称)	受入年月日	数 量(注3)
受 入 れ			
調 整(注6)			
計			

(2) 国内からの受入れ (注13)

	払出工場又は事業所名	受入年月日	数量(注3)	その他(注14)
受 入 れ				
調 整(注6)				
計				

(3) 生産 (注4)

		化合物又は混合物の名称	数 量(注3)
月 別	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
調 整 (注6)			
計			

(4) その他の増加 (注5)

増 加 の 原 因	数 量 (注3)
調 整 (注6)	
計	

(5) 輸出 (注15)

	相手方の氏名(法人にあつては、その名称)(注16)	払出年月日	数 量(注3)
払 出 し			
調 整 (注6)			
計			

(6) 国内への払出し (注15)

	払出工場又は事業所名	払出年月日	数量(注3)	その他(注17)
払 出 し				
調 整 (注6)				
計				

## (7) 事故損失

発生年月日	数	量(注3)	事 故 の 内 容
調整(注6)			
計			

## (8) 廃棄又は損失

	廃棄年月日	数	量(注3)	廃棄方法又は損失の理由(注18)
廃 棄				
損失(注8)				
調整(注6)				
計				

## (9) その他の減少(注9)

減 少 の 原 因	数	量(注3)
調 整(注6)		
計		

## (10) 期末在庫

化合物又は混合物の名称	数	量(注3)
調 整(注6)		
計		

## (11) 期末貯蔵委託(注11)

貯 蔵 者 名	貯 蔵 場 所	数	量(注3)
調 整(注6)			
計			

## (12) 期末運搬(注12)

運 搬 者 名	運 搬 区 間	数	量(注3)
調 整(注6)			
計			

- 注1 別記様式第1の注1の例により記載すること。  
 2 東京に連絡先がある場合は東京における連絡先を、東京に連絡先がない場合は工場又は事業所における連絡先を記載すること。  
 3 別記様式第1の注2の例により記載すること。  
 4 核燃料物質についてのみ記載すること。  
 5 計量誤差による増加等を記載すること。  
 6 四捨五入を行ったことによる各項目の欄の数量の合計と計の欄の数量との差を記載すること。  
 7 期首在庫と期中増加との四捨五入を行わない数量の合計を記載すること。  
 8 損失については、製錬の過程において通常発生する損失を記載すること。  
 9 消費、計量誤差による減少等を記載すること。  
 10 期中減少と期末在庫との四捨五入を行わない数量の合計を記載すること。  
 11 期末において、製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者







15 いずれか一方の欄に当該MBAの符号を記載し、他方の欄には相手がある場合のみ相手先のMBAの符号を記載すること。  
 16 次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じて、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

輸入	RF
国内受入れ（国内の他のMBAからの受入れ）	RD
輸出受入れ（国内の製造事業者の工場又は事業所からの受入れ）	RS
協的生成	NP
再注除菌再適用（再注を理由として保潔措置が免除されていたものの保潔措置の再適用）	DU
量的特除再適用（量を理由として保潔措置が免除されていたものの保潔措置の再適用）	DQ
保潔再発生（保潔措置された汚染物からの回収）	FW
事故増加（予期しない発見による被物質の増加）	GA
輸出	SF
国内私出し（国内の他のMBAへの私出し）	SS
前段製造入れ（国内の製造事業者の工場又は事業所への受入れ）	LN
協的生成	EU
再注除菌（再注を理由とする保潔措置の免除）	EJ
量的特除（量を理由とする保潔措置の免除）	BQ
適用終了（申請手方向けに回収が実行可能となることを理由とする保潔措置の終了）	TU
保潔再発生（汚染物がMBA内に保管される場合の発生）	TW
測定等廃棄（廃棄手方向けにはもはや適さないような方法で廃棄された廃棄物の損失）	LD
事故増失	LA
変組間差異	DI
リバッチング（増加）	RP
リバッチング（減少）	RM

区分	低濃縮ウラン（濃縮度が100分の30未満の濃縮ウランをいう。以下同じ。）から劣化ウランへの区分変更	ED
① 再注による	天然ウランから低濃縮ウランへの区分変更	NE
② 数量	天然ウランから劣化ウランへの区分変更	DE
③ 劣化ウランから高濃縮ウランへの区分変更	天然ウランから低濃縮ウランへの区分変更	ND
④ 高濃縮ウランから劣化ウランへの区分変更	天然ウランから高濃縮ウランへの区分変更	EH
	劣化ウランから高濃縮ウランへの区分変更	HE
	高濃縮ウランから劣化ウランへの区分変更	NH
		DH
		HD

17 計量管理規定で定められた主要測定点の符号を記載すること。  
 18 バッチを構成している最小計量単位の個数を記載すること。なお、協的生成、協的生成、変組間差異又は区分変更の場合は「0」と記載すること。  
 19 核燃料物質の組成、形状等を表すものとして計量管理規定で定められた符号により記載すること。  
 20 廃棄物の再利用に関する協力のための日本政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和63年法律第5号、以下「第3次日本協定」という。）発効前に発注した事業に關して報告した当該報告書について修正の必要が生じた場合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

I	A	E	A	I	A
イ	ギ	リ	ス	ク	ク
カ	チ	ジ	ク	ク	ク
ホ	ス	ト	コ	リ	ア
フ	メ	リ	カ	ウ	

フ	ラ	ソ	ス	F
日	本			J
そ	の	他		O

22 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

劣化ウラン	D
天然ウラン	N
低濃縮ウラン	E
高濃縮ウラン	H
プルトニウム	P
ウラン233	A
トリウム	T

23 パワチを構成する単位体の量を燃料材料物質の区分ごとにグラム単位で記載し、1グラム未満の増数は四捨五入すること。

24 「G」と記載すること。

25 トリウムにあっては空白とし、その他にあっては放射型核物質の量をグラム単位で記載し、1グラム未満の増数は四捨五入すること。

26 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

劣化ウラン	G
天然ウラン	G
低濃縮ウラン	G
高濃縮ウラン	G
ウラン233	K

27 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

この報告書に係るMBAにおける測定の結果に基づき数値であって以前に報告されていないものである場合	M
この報告書に係るMBAにおける測定の結果に基づき数値であって既に報告されているものである場合	T
この報告書に係るMBA以外のMBAにおける測定の結果に基づき数値であって以前に報告されていないものである場合	N
この報告書に係るMBA以外のMBAにおける測定の結果に基づき数値であって既に報告されているものである場合	L

28 注釈を添付する場合は「X」と記載すること。

29 既に提出した報告書について修正する場合に当該修正に係る報告書の報告番号及びエントリー番号を記載すること。

備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつ折り込み式とする。

2 ウランの区分変更を記載する場合には、当該区分変更に係付したウランの濃縮度のいずれかの区分についてのみ記載すること。

3 この報告書は、MBAごとに別葉で作成すること。









別記様式第7（第7条関係）

別記様式第7（第7条関係）（平成26年9月16日改正）平成26年9月16日改正  
（注1）平成26年9月16日改正  
 （注2）平成26年9月16日改正  
 （注3）平成26年9月16日改正  
 （注4）平成26年9月16日改正  
 （注5）平成26年9月16日改正

（その1）

報告年月日	
報告番号	（注1）

特定燃料体輸入報告書

原子力規制委員会 課

住所  
 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

- 15 別記様式第4の注22の例により記載すること。
  - 16 別記様式第5の注17の例により記載すること。
  - 17 別記様式第5の注18の例により記載すること。
  - 18 別記様式第5の注19の例により記載すること。
  - 19 別記様式第5の注20の例により記載すること。
  - 20 別記様式第5の注21の例により記載すること。
  - 21 別記様式第5の注22の例により記載すること。
  - 22 別記様式第5の注23の例により記載すること。
  - 23 別記様式第5の注24の例により記載すること。
  - 24 別記様式第5の注25の例により記載すること。
  - 25 別記様式第5の注26の例により記載すること。
  - 26 別記様式第5の注27の例により記載すること。
  - 27 別記様式第5の注28の例により記載すること。
  - 28 在庫を報告の単位又は事項又は供給当帰属の管理区分ごとに量の合計をプログラム単位で記載し、1プログラム単位の量は四捨五入すること。
  - 29 別記様式第4の注25の例により記載すること。
  - 30 別記様式第4の注24の例により記載すること。
  - 31 別記様式第4の注26の例により記載すること。
  - 32 別記様式第4の注29の例により記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本原子力発電株式会社において使用すること。
- 2 この報告書は、MBAごとに別表で作成すること。

燃料体物質、燃料体物質及び原子炉の規制に関する法律第7条第1項及び国際輸送規則の使用等に関する規則第7条第7項の規定により、次のとおり報告します。

事業所名称	所在地	連絡先	連絡員の氏名	電話番号
原子力				
燃料体物質管理区域の符号	（注2）			







- 注1 別記様式第4の注1の例により記載すること。
- 2 別記様式第4の注2の例により記載すること。
- 3 別記様式第4の注3の例により記載すること。
- 4 別記様式第4の注5の例により記載すること。
- 5 別記様式第3の注2の例により記載すること。
- 6 別記様式第4の注6の例により記載すること。
- 7 別記様式第4の注7の例により記載すること。
- 8 別記様式第4の注8の例により記載すること。
- 9 別記様式第4の注9の例により記載すること。
- 10 別記様式第4の注10の例により記載すること。
- 11 別記様式第4の注11の例により記載すること。
- 12 別記様式第4の注12の例により記載すること。
- 13 イ 元素重量若しくは核分裂性物質重量が8桁を超えることにより複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載すること。
- ロ 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。
- 14 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。ただし、在庫変動の端数調整については、該当する符号の後に別記様式第4の注16の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

期首実在庫（前回の報告対象期間に行った実在庫量の確認において記録した全ての実在庫量の代数和）	P B
在庫変動（報告対象期間内に確認された全ての在庫変動の原因又は事項ごとの記録の数量の代数和）	別記様式第4の注16の例による
在庫変動の端数調整（国際規制物質の使用等に関する規則第7条第4項、第8項、第9項又は第13項に基づき提出する報告書により報告した全ての在庫変動の原因又は事項ごとの数量の代数和から当該報告書の在庫変動の欄の数量を差し引いた値）	R A
期末帳簿在庫（期首実在庫の四捨五入を行わない数量と在庫変動の四捨五入を行わない数量との代数和）	B E
期末帳簿在庫の端数調整（期首実在庫の欄の数量と在庫変動の欄の数量との代数和から期末帳簿在庫の数量を差し引いた値）	R A B E
受払間差異（報告対象期間中に記録した全ての受払間差異の数量の代数和）	D I
受払間差異の端数調整（国際規制物質の使用等に関する規則第7条第4項、第8項、第9項又は第13項に基づき提出する報告書により報告した全ての受払間差異の数量の代数和から当該報告書の受払間差異の欄の数量を差し引いた値）	R A D I
調整済期末帳簿在庫（期末帳簿在庫の四捨五入を行わない数量と	B A

受払間差異の四捨五入を行わない数量との代数和）	
調整済期末帳簿在庫の端数調整（期末帳簿在庫の欄の数量と在庫変動の欄の数量との代数和から受払間差異の欄の数量を調整済期末帳簿在庫の欄との数量の代数和を差し引いた値）	R A B A
期末実在庫（報告対象期間に行った実在庫量の確認において記録した全ての実在庫量の代数和）	P E
期末実在庫の端数調整（国際規制物質の使用等に関する規則第7条第11項又は第13項に基づき報告する報告書により報告した全ての実在庫量の代数和から期末実在庫の欄の数量を差し引いた値）	R A P E
在庫差（調整済期末帳簿在庫の四捨五入を行わない数量から期末実在庫の四捨五入を行わない数量を差し引いた値）	M F
在庫差の端数調整（調整済期末帳簿在庫の欄の数量から期末実在庫の欄の数量を差し引き、さらに在庫差の欄の数量を差し引いた値）	R A M F

- 15 別記様式第4の注21の例により記載すること。
- 16 別記様式第4の注22の例により記載すること。
- 17 核燃料物質の区分及び収支項目ごとに報告期間中の重量の合計をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
- 18 別記様式第4の注24の例により記載すること。
- 19 トリウムにあっては空白とし、その他にあっては核燃料物質の区分及び収支項目ごとに報告期間中の重量の合計をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
- 20 別記様式第4の注26の例により記載すること。
- 21 別記様式第4の注28の例により記載すること。
- 22 別記様式第4の注29の例により記載すること。

- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
- 2 ウランの区分変更を記載する場合は、当該区分変更に関連したウランの濃度のいずれか高い方の区分についてのみ記載すること。
- 3 この報告書は、MBAごとに別冊で作成すること。



- 注1 別記様式第4の注1の例により記載すること。
- 2 別記様式第4の注2の例により記載すること。
- 3 別記様式第4の注3の例により記載すること。
- 4 突出事項の確認を実施した年月日を記載すること。
- 5 別記様式第3の注2の例により記載すること。
- 6 別記様式第4の注6の例により記載すること。
- 7 別記様式第4の注7の例により記載すること。
- 8 別記様式第4の注8の例により記載すること。
- 9 別記様式第4の注9の例により記載すること。
- 10 別記様式第4の注10の例により記載すること。
- 11 別記様式第4の注11の例により記載すること。
- 12 別記様式第4の注12の例により記載すること。
- 13 イ 報告するページに含まれる元素区分が欄外以上である場合又は元素種番号又は区分記号の質量数が8桁を超えることにより、複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載すること。  
ロ 既に報告したデータを削除する場合又は在庫が全くない場合は「A」と記載すること。
- 14 別記様式第4の注17の例により記載すること。
- 15 別記様式第4の注18の例により記載すること。
- 16 別記様式第4の注19の例により記載すること。
- 17 別記様式第4の注20の例により記載すること。
- 18 別記様式第4の注21の例により記載すること。
- 19 別記様式第4の注22の例により記載すること。
- 20 別記様式第4の注23の例により記載すること。
- 21 別記様式第4の注24の例により記載すること。

- 22 別記様式第4の注25の例により記載すること。
- 23 別記様式第4の注26の例により記載すること。
- 24 別記様式第4の注27の例により記載すること。
- 25 別記様式第4の注28の例により記載すること。
- 26 別記様式第4の注29の例により記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本製薬規格A4のつくり込み紙とする。
- 2 この報告書は、MBAごとと別添で作成すること。



- 注1 別記様式第5の注1の例により記載すること。
- 2 別記様式第4の注2の例により記載すること。
- 3 別記様式第4の注3の例により記載すること。
- 4 別記様式第9の注4の例により記載すること。
- 5 別記様式第3の注2の例により記載すること。
- 6 別記様式第4の注6の例により記載すること。
- 7 別記様式第4の注7の例により記載すること。
- 8 別記様式第4の注8の例により記載すること。
- 9 別記様式第4の注9の例により記載すること。
- 10 別記様式第4の注10の例により記載すること。
- 11 別記様式第4の注11の例により記載すること。
- 12 別記様式第4の注12の例により記載すること。
- 13 別記様式第5の注13の例により記載すること。
- 14 国際貨物積荷の使用等に関する規則第7条第11項又は第13項の規定に基づき提出する報告書であつて本報告書と相違する報告書の報告番号及びエントリ一番号を記載すること。
- 15 別記様式第4の注22の例により記載すること。
- 16 別記様式第5の注17の例により記載すること。
- 17 別記様式第5の注18の例により記載すること。
- 18 別記様式第5の注19の例により記載すること。
- 19 別記様式第5の注20の例により記載すること。
- 20 別記様式第5の注21の例により記載すること。
- 21 別記様式第5の注22の例により記載すること。
- 22 別記様式第5の注23の例により記載すること。

- 23 別記様式第5の注24の例により記載すること。
  - 24 別記様式第5の注25の例により記載すること。
  - 25 別記様式第5の注26の例により記載すること。
  - 26 別記様式第5の注27の例により記載すること。
  - 27 別記様式第5の注28の例により記載すること。
  - 28 別記様式第4の注23の例により記載すること。
  - 29 別記様式第4の注25の例により記載すること。
  - 30 別記様式第4の注24の例により記載すること。
  - 31 別記様式第4の注28の例により記載すること。
  - 32 別記様式第4の注29の例により記載すること。
- 備考1 この用語は、日本産葉煙草A4のつくり込み式とすること。
- 備考2 この報告書は、MBAごとに別葉で作成すること。





- 注1 別記様式第5の注1の例により記載すること。  
 2 別記様式第4の注2の例により記載すること。  
 3 別記様式第4の注3の例により記載すること。  
 4 別記様式第9の注4の例により記載すること。  
 5 別記様式第3の注2の例により記載すること。  
 6 別記様式第4の注6の例により記載すること。  
 7 別記様式第4の注7の例により記載すること。  
 8 別記様式第4の注8の例により記載すること。  
 9 別記様式第4の注9の例により記載すること。  
 10 別記様式第4の注10の例により記載すること。  
 11 別記様式第4の注11の例により記載すること。  
 12 別記様式第4の注12の例により記載すること。  
 13 別記様式第6の注13の例により記載すること。  
 14 別記様式第4の注22の例により記載すること。  
 15 別記様式第5の注17の例により記載すること。  
 16 別記様式第5の注18の例により記載すること。  
 17 別記様式第5の注19の例により記載すること。  
 18 別記様式第5の注20の例により記載すること。  
 19 別記様式第5の注21の例により記載すること。  
 20 別記様式第5の注22の例により記載すること。  
 21 別記様式第5の注23の例により記載すること。  
 22 別記様式第5の注24の例により記載すること。  
 23 別記様式第5の注25の例により記載すること。

- 24 別記様式第5の注26の例により記載すること。  
 25 別記様式第5の注27の例により記載すること。  
 26 別記様式第5の注28の例により記載すること。  
 27 依頼料物理の区分及び供給範囲の管理区分ごとに重量をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。  
 28 別記様式第4の注25の例により記載すること。  
 29 別記様式第4の注24の例により記載すること。  
 30 別記様式第4の注26の例により記載すること。  
 31 別記様式第4の注29の例により記載すること。  
 備考1 この用紙は、日本産薬典第A4のつくり込み式とすること。  
 2 この報告書は、MBAごとに別葉で作成すること。





注1 国際放射物質の使用等に関する規則第7条第15項又は第16項の規定に基づき輸出する全ての報告書につき、施設（試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者）において（原子炉）ごとに「0001」から順番、連続のない一連の番号を記載すること。

- 2 別記様式第4の注2の例により記載すること。
- 3 毎年1月1日から6月30日まで又は7月1日から12月31日までの期間を記載すること。
- 4 別記様式第3の注2の例により記載すること。
- 5 別記様式第4の注6の例により記載すること。
- 6 別記様式第4の注7の例により記載すること。
- 7 別記様式第4の注8の例により記載すること。
- 8 別記様式第4の注9の例により記載すること。
- 9 別記様式第4の注10の例により記載すること。
- 10 別記様式第4の注11の例により記載すること。
- 11 別記様式第4の注12の例により記載すること。
- 12 イ 報告する受払いに含まれる放射線物質若しくは供給国等の区分が2種類以上である場合は元素量若しくは放射線物質質量が8桁を越えることにより、複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載すること。  
ロ 既に報告したデータを削除する場合又は放射線物質の受払いに関する計画及び実量量の確認の契機に関する計画が全くない場合は「A1」と記載すること。
- 13 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

実量量の確認の契機に関する計画	P I T
放射線物質の輸入に関する計画	R P
放射線物質の輸出に関する計画	S F

国内受入社に関する計画	R D
国内払出しに関する計画	S D

- 14 各エントリー欄で報告する計画を達成する予定の開始年月日及び終了年月日を記載すること。
  - 15 放射線物質の受払いを実施する予定の自手先の施設の符号を記載すること。
  - 16 報告する受払い予定の単位体積を記載すること。
  - 17 別記様式第4の注20の例により記載すること。
  - 18 別記様式第5の注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる事項を記載すること。
  - 19 別記様式第4の注22の例により記載すること。
  - 20 天然ウラン、劣化ウラン、トリウムについてはキログラム単位で記載し、1キログラム未満の増数は10倍入力すること。また、低濃縮ウラン、高濃縮ウラン、プルトニウム、ウラン233についてはグラム単位で記載し、1グラム未満の増数については10倍入力すること。
  - 21 グラム単位は「G」、キログラム単位は「K」と記載すること。
  - 22 低濃縮ウラン又は高濃縮ウランの場合のみ百分率で小数点第2位まで記載すること。
  - 23 別記様式第4の注28の例により記載すること。
  - 24 別記様式第4の注29の例により記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本企業報告A4のつくり込み式とする。
- 2 国内の他の施設からの受入又は国内の他の施設への払出しであって、実効量の0.1に達しない放射線物質の受払いについては、記載を省略することができる。
  - 3 この報告書は、施設（試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者）において（原子炉）ごとに別葉で作成すること。

別記様式第14（第7条関係）（平7院附令3・令改、平10院附令8・平11院附令81・平12院附令118・平11文科令90・平23文科令23・平25文科令8・一部改正、平26原子力3・旧様式第13様下・一部改正、平26原子力3・令2原子力3・令2原子力3・一部改正）  
核燃料物質輸入（輸出）実施計画報告書

原子力規制委員会 殿 年 月 日

住所  
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）  
核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第18項の規定により、次のとおり報告します。

施設	名称	(注1)						
	コード	(注2)						
輸入(輸出)予定日	年 月 日							
相手国到着予定日	年 月 日							
輸入港(輸出港)の	名称							
	所在地							
輸入(輸出)の相手国名								
経 由 国								
輸入(輸出)の相手方の	氏名							
	住所							
輸入(輸出)の相手施設の	名称							
	所在地							
運 搬 容 器 の 概 要								
運 搬 手 段								
開梱又は梱包を行う場所								
開梱又は梱包を行う予定日								
単位 体数	組成、 形状等	供 給 当事国	元 素 コード	予 定 数 量 等			核燃料物質 の同定に關 するその他 の事項	
				元 素 重 量	単 位	濃 縮 度 (%)		
(注 3)	(注 4)	(注 5)	(注 6)	(注 7)	(注 8)	(注 9)	(注 10)	(注 11)

- 注1 別記様式第4の注2の例により記載すること。法第61条の3第1項の許可を受けた者にあつては、使用の場所を記載すること。
- 注2 別記様式第4の注8の例により記載すること。法第61条の3第1項の許可を受けた者にあつては、計量管理規定で定めたMBAの符号を記載すること。
- 注3 輸入（輸出）実施予定の核燃料物質について、その単位体数を供給当事国ごとに記載すること。
- 注4 化学的組成、物理的性状及び可能であれば同位体組成を記載すること。
- 注5 別記様式第5の注17の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
- 注6 別記様式第4の注22の例により記載すること。
- 注7 別記様式第13の注20の例により記載すること。
- 注8 別記様式第13の注21の例により記載すること。
- 注9 天然ウラン、劣化ウラン、トリウムにあつては空白とし、その他にあつては核分裂性物質の重量をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
- 注10 別記様式第13の注22の例により記載すること。
- 注11 以下に示す場合にのみ記載すること。  
イ 輸出の場合であつて、当該核燃料物質の計量管理規定で定めた方法により付したバッチの符号が明らかでない場合は、当該バッチの符号を記載すること。  
ロ 輸入の場合であつて、輸入相手国内において当該核燃料物質を同定するために個別に付された符号が明らかでない場合は、当該符号を記載すること。  
ハ その他核燃料物質の同定に関する事項がある場合は、可能な限り詳細に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第15（第7条関係）（昭62政令44・全改、平成29政令45・平7政令3・平13政令8・平11政令44・平12政令45・平12政令118・平17文科960・平28文科98・一部改正、平30原子力3・旧様式第14様式下、一部改正、平30原子力9・令元原子力3・令2原子力21・一部改正）

年 期 核原料物質管理報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第20項の規定により、次のとおり報告します。

核原料物質の区分（注1）		
供給当事国	名 称	
工場又は事業所	所 在 地	
施設名（注2）		
国際規制物質計量管理区域の符号（注3）		
事務上の連絡先（注4）	名 称	
	所 在 地	電話番号（ ）
	連絡員の氏名	所属部課名（ ）

事 項	数 量（注5）		
期 首 在 庫			
期 中 増 加	受入れ（注6）	私出工場又は事業所名（注7）	受入年月日
	その他の増加（注8）		
調 整（注9）			
計（注10）			
期 中 減 少	私出し（注11）	受入工場又は事業所名（注12）	私出年月日
	消費、廃棄又は損失（注13）		
事 故 損 失			

その他の減少（注14）	
期 末 在 庫	
調 整（注9）	
計（注15）	
期 末 貯 蔵 委 託（注16）	
期 末 運 搬（注17）	

- 注1 ウラン鉱又はトリウム鉱の区分により記載すること。
- 2 廃棄事業者のみ使用することとし、廃棄施設名を記載すること。
- 3 計量管理規定で定めた国際規制物質計量管理区域の符号を記載すること。
- 4 別記様式第3の注2の例により記載すること。
- 5 ウラン鉱の区分に属するものについてはウランの量、トリウム鉱の区分に属するものについてはトリウムの量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は、四捨五入すること。
- 6 別記様式第3の注13の例により記載すること。
- 7 輸入の場合にあっては、輸入相手国名及び相手方の工場又は事業所の名称を記載すること。
- 8 別記様式第3の注5の例により記載すること。
- 9 別記様式第3の注6の例により記載すること。
- 10 別記様式第3の注7の例により記載すること。
- 11 別記様式第3の注15の例により記載すること。
- 12 輸出の場合にあっては、輸出相手国及び相手方の工場又は事業所の名称を記載すること。
- 13 損失については、通常発生する損失を記載すること。
- 14 計量誤差による減少等を記載すること。
- 15 別記様式第3の注10の例により記載すること。
- 16 期末において、製錬事業者、廃棄事業者又は国際規制物質使用者以外の者に貯蔵を委託している場合に限り記載すること。
- 17 期末において運搬中のものに限り、私出しを行う者が記載すること。ただし、製錬事業者、廃棄事業者又は国際規制物質使用者以外の者が私出しを行う場合は、受入れを行う者が記載すること。

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この報告書は、核原料物質の区分ごとに、かつ、供給当事国ごとに作成すること。

別記様式第16（第7条関係）（昭63路府令44・運輸、平成路府令45・平7路府令3・平13路府令8・平11路府令91・平12路府令118・平17文科省60・平25文科省8・一部改正、平34原子法3・旧様式第16様式下、一部改正、平30原子法6・令元原子法3・令3原子法21・一部改正）  
 年 期 核燃料物質管理報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第21項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	
	所 在 地	
核燃料物質計量管理区域の符号(注1)		
事務上の連絡先(注2)	名 称	
	所 在 地	電 話 番 号 ( )
	連絡員の氏名	所 属 部 課 名 ( )

核燃料物質の区分(注3)	
供 給 当 事 国	
化合物又は混合物の名称	

事 項		数 量 (注4)				
期 首 在 庫						
期 中 増 加	受入れ(注5)	<table border="1"> <tr> <td>払出工場又は事業所名</td> <td>受入年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	払出工場又は事業所名	受入年月日		
	払出工場又は事業所名	受入年月日				
そ の 他 の 増 加 (注6)						
計						
期 中 消 費、廃棄又は損失(注8)	払出し(注7)	<table border="1"> <tr> <td>受入工場又は事業所名</td> <td>払出年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	受入工場又は事業所名	払出年月日		
	受入工場又は事業所名	払出年月日				
計						

減 少	事 故 損 失	
	そ の 他 の 減 少 (注9)	
計		
期 末 在 庫		

- 注1 別記様式第4の注3の例により記載すること。
- 2 別記様式第3の注2の例により記載すること。
- 3 天然ウラン、劣化ウラン又はトリウムの区分により記載すること。
- 4 天然ウラン又は劣化ウランの区別に属するものあってはウランの量、トリウムの区分に属するものあってはトリウムの量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は、四捨五入すること。
- 5 別記様式第3の注13の例により記載すること。
- 6 別記様式第3の注5の例により記載すること。
- 7 別記様式第3の注15の例により記載すること。
- 8 別記様式第15の注13の例により記載すること。
- 9 別記様式第15の注14の例により記載すること。

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この報告書は、核燃料物質の区分ごとに、供給当事国ごとに、かつ、化合物又は混合物の種類ごとに作成すること。





- 注1 国際統計物質の使用等に關する規則第7条第22項、第23項又は第24項の規定に基づき算出する全ての報告書につき、国際統計物質重量管理区域（以下「ACA」という。）ごとに「001」から次番、連號のない一連の番号を記載すること。
- 2 別記様式第3の注2の例により記載すること。
  - 3 別記様式第4の注2の例により記載すること。
  - 4 別記様式第4の注2の例により記載すること。
  - 5 在連状況の變動が生じた日を含む月の始まりと終わりの年月日を記載すること。
  - 6 別記様式第4の注6の例により記載すること。
  - 7 別記様式第4の注7の例により記載すること。
  - 8 別記様式第4の注8の例により記載すること。
  - 9 別記様式第4の注9の例により記載すること。
  - 10 別記様式第4の注10の例により記載すること。
  - 11 別記様式第4の注11の例により記載すること。
  - 12 別記様式第4の注12の例により記載すること。
  - 13 ㄦ 報告する減速材物質の量が10桁を超えることにより「数量」の欄において数値で報告する必要がある場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載すること。  
 ロ 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。
  - 14 在連状況の變動が生じた年月日を記載すること。
  - 15 いずれか一方の欄に当該ACAの符号を記載し、他方の欄には相手がある場合のみ相手先のACAの符号を記載すること。
  - 16 次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
- |  |                      |
|--|----------------------|
| 増<br>加                                   | RF<br>RD<br>PH<br>RH |
| 輸入<br>国内受け入れ（国内他のACAからの受け入れ）<br>生産<br>再生 |                      |

- 又 単収増加（予期しない飛鳥による減速材物質の増加）
- |  |  |
|--|--|
| 輸出<br>国内私出し（国内他のACAへの私出し）<br>損失（通商発生する損失）<br>消費<br>廃棄（工部又は事業所において行われる廃棄を除く。）<br>少<br>単収損失      | GA<br>SF<br>SD<br>LS<br>CL<br>WA<br>LA |
| 国際統計物質重量及び<br>発電用原子炉設置者のみに係る<br>使用済み原子炉設置者のみに係る<br>廃棄物の状況への移行<br>使用済み原子炉設置者のみに係る<br>廃棄物の状況への移行 | IU<br>OU                               |
- 注17 次の表の左欄に掲げる減速材物質の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
- |                                       |                      |
|---------------------------------------|----------------------|
| 原水又は原水素<br>原子炉減速材<br>ウラン<br>その他の減速材物質 | HW<br>GH<br>ZI<br>OM |
|---------------------------------------|----------------------|
- 18 別記様式第5の注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
  - 19 減速材物質の量をグラム単位で記載し、1グラム未満の増減は四捨五入すること。
  - 20 別記様式第4の注14の例により記載すること。
  - 21 別記様式第4の注18の例により記載すること。
  - 22 別記様式第4の注19の例により記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつくり込み式とする。
- 備考2 この報告書は、ACAごとに別葉で作成すること。

別記様式第18(第7条関係)

別記様式第18(第7条関係) (注1) 建設省令(公衆) 国土交通省令(第1) 国土交通省令(第2) 国土交通省令(第3) 国土交通省令(第4) 国土交通省令(第5) 国土交通省令(第6) 国土交通省令(第7) 国土交通省令(第8) 国土交通省令(第9) 国土交通省令(第10) 国土交通省令(第11) 国土交通省令(第12) 国土交通省令(第13) 国土交通省令(第14) 国土交通省令(第15) 国土交通省令(第16) 国土交通省令(第17) 国土交通省令(第18) 国土交通省令(第19) 国土交通省令(第20) 国土交通省令(第21) 国土交通省令(第22) 国土交通省令(第23) 国土交通省令(第24) 国土交通省令(第25) 国土交通省令(第26) 国土交通省令(第27) 国土交通省令(第28) 国土交通省令(第29) 国土交通省令(第30) 国土交通省令(第31) 国土交通省令(第32) 国土交通省令(第33) 国土交通省令(第34) 国土交通省令(第35) 国土交通省令(第36) 国土交通省令(第37) 国土交通省令(第38) 国土交通省令(第39) 国土交通省令(第40) 国土交通省令(第41) 国土交通省令(第42) 国土交通省令(第43) 国土交通省令(第44) 国土交通省令(第45) 国土交通省令(第46) 国土交通省令(第47) 国土交通省令(第48) 国土交通省令(第49) 国土交通省令(第50) 国土交通省令(第51) 国土交通省令(第52) 国土交通省令(第53) 国土交通省令(第54) 国土交通省令(第55) 国土交通省令(第56) 国土交通省令(第57) 国土交通省令(第58) 国土交通省令(第59) 国土交通省令(第60) 国土交通省令(第61) 国土交通省令(第62) 国土交通省令(第63) 国土交通省令(第64) 国土交通省令(第65) 国土交通省令(第66) 国土交通省令(第67) 国土交通省令(第68) 国土交通省令(第69) 国土交通省令(第70) 国土交通省令(第71) 国土交通省令(第72) 国土交通省令(第73) 国土交通省令(第74) 国土交通省令(第75) 国土交通省令(第76) 国土交通省令(第77) 国土交通省令(第78) 国土交通省令(第79) 国土交通省令(第80) 国土交通省令(第81) 国土交通省令(第82) 国土交通省令(第83) 国土交通省令(第84) 国土交通省令(第85) 国土交通省令(第86) 国土交通省令(第87) 国土交通省令(第88) 国土交通省令(第89) 国土交通省令(第90) 国土交通省令(第91) 国土交通省令(第92) 国土交通省令(第93) 国土交通省令(第94) 国土交通省令(第95) 国土交通省令(第96) 国土交通省令(第97) 国土交通省令(第98) 国土交通省令(第99) 国土交通省令(第100)

報告年月日  
報告番号 (注1)

流通材料質在量報告書

原子力規制委員会 殿

住所  
氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第23項(第24項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所名称	所在地	事務上の所在地	連絡先の責任者氏名	電話番号( )
国際規制物質管理区域の符号	(注2)	(注4)		
報告対象発期日	(注3)	年月日		

(その2)

流通材料質在量報告書 (MCR2)

品名	単位	数量	備考
ウラン235	kg		
プルトニウム239	kg		
ウラン238	kg		
プルトニウム240	kg		
プルトニウム241	kg		
プルトニウム242	kg		
プルトニウム243	kg		
プルトニウム244	kg		
プルトニウム245	kg		
プルトニウム246	kg		
プルトニウム247	kg		
プルトニウム248	kg		
プルトニウム249	kg		
プルトニウム250	kg		
プルトニウム251	kg		
プルトニウム252	kg		
プルトニウム253	kg		
プルトニウム254	kg		
プルトニウム255	kg		
プルトニウム256	kg		
プルトニウム257	kg		
プルトニウム258	kg		
プルトニウム259	kg		
プルトニウム260	kg		
プルトニウム261	kg		
プルトニウム262	kg		
プルトニウム263	kg		
プルトニウム264	kg		
プルトニウム265	kg		
プルトニウム266	kg		
プルトニウム267	kg		
プルトニウム268	kg		
プルトニウム269	kg		
プルトニウム270	kg		
プルトニウム271	kg		
プルトニウム272	kg		
プルトニウム273	kg		
プルトニウム274	kg		
プルトニウム275	kg		
プルトニウム276	kg		
プルトニウム277	kg		
プルトニウム278	kg		
プルトニウム279	kg		
プルトニウム280	kg		
プルトニウム281	kg		
プルトニウム282	kg		
プルトニウム283	kg		
プルトニウム284	kg		
プルトニウム285	kg		
プルトニウム286	kg		
プルトニウム287	kg		
プルトニウム288	kg		
プルトニウム289	kg		
プルトニウム290	kg		
プルトニウム291	kg		
プルトニウム292	kg		
プルトニウム293	kg		
プルトニウム294	kg		
プルトニウム295	kg		
プルトニウム296	kg		
プルトニウム297	kg		
プルトニウム298	kg		
プルトニウム299	kg		
プルトニウム300	kg		
プルトニウム301	kg		
プルトニウム302	kg		
プルトニウム303	kg		
プルトニウム304	kg		
プルトニウム305	kg		
プルトニウム306	kg		
プルトニウム307	kg		
プルトニウム308	kg		
プルトニウム309	kg		
プルトニウム310	kg		
プルトニウム311	kg		
プルトニウム312	kg		
プルトニウム313	kg		
プルトニウム314	kg		
プルトニウム315	kg		
プルトニウム316	kg		
プルトニウム317	kg		
プルトニウム318	kg		
プルトニウム319	kg		
プルトニウム320	kg		
プルトニウム321	kg		
プルトニウム322	kg		
プルトニウム323	kg		
プルトニウム324	kg		
プルトニウム325	kg		
プルトニウム326	kg		
プルトニウム327	kg		
プルトニウム328	kg		
プルトニウム329	kg		
プルトニウム330	kg		
プルトニウム331	kg		
プルトニウム332	kg		
プルトニウム333	kg		
プルトニウム334	kg		
プルトニウム335	kg		
プルトニウム336	kg		
プルトニウム337	kg		
プルトニウム338	kg		
プルトニウム339	kg		
プルトニウム340	kg		
プルトニウム341	kg		
プルトニウム342	kg		
プルトニウム343	kg		
プルトニウム344	kg		
プルトニウム345	kg		
プルトニウム346	kg		
プルトニウム347	kg		
プルトニウム348	kg		
プルトニウム349	kg		
プルトニウム350	kg		
プルトニウム351	kg		
プルトニウム352	kg		
プルトニウム353	kg		
プルトニウム354	kg		
プルトニウム355	kg		
プルトニウム356	kg		
プルトニウム357	kg		
プルトニウム358	kg		
プルトニウム359	kg		
プルトニウム360	kg		
プルトニウム361	kg		
プルトニウム362	kg		
プルトニウム363	kg		
プルトニウム364	kg		
プルトニウム365	kg		
プルトニウム366	kg		
プルトニウム367	kg		
プルトニウム368	kg		
プルトニウム369	kg		
プルトニウム370	kg		
プルトニウム371	kg		
プルトニウム372	kg		
プルトニウム373	kg		
プルトニウム374	kg		
プルトニウム375	kg		
プルトニウム376	kg		
プルトニウム377	kg		
プルトニウム378	kg		
プルトニウム379	kg		
プルトニウム380	kg		
プルトニウム381	kg		
プルトニウム382	kg		
プルトニウム383	kg		
プルトニウム384	kg		
プルトニウム385	kg		
プルトニウム386	kg		
プルトニウム387	kg		
プルトニウム388	kg		
プルトニウム389	kg		
プルトニウム390	kg		
プルトニウム391	kg		
プルトニウム392	kg		
プルトニウム393	kg		
プルトニウム394	kg		
プルトニウム395	kg		
プルトニウム396	kg		
プルトニウム397	kg		
プルトニウム398	kg		
プルトニウム399	kg		
プルトニウム400	kg		

- 注1 別記様式第17の注1の例により記載すること。
- 2 別記様式第17の注2の例により記載すること。
- 3 毎年12月31日を記載すること。
- 4 別記様式第3の注2の例により記載すること。
- 5 別記様式第4の注2の例により記載すること。
- 6 別記様式第4の注6の例により記載すること。
- 7 別記様式第4の注7の例により記載すること。
- 8 別記様式第4の注8の例により記載すること。
- 9 別記様式第4の注9の例により記載すること。
- 10 別記様式第4の注10の例により記載すること。
- 11 別記様式第4の注11の例により記載すること。
- 12 別記様式第4の注12の例により記載すること。
- 13 イ 報告する建造材物質の重量が10桁を超えることにより「数量」の欄において数字で報告する必要がある場合は、当該欄の2行目以降に「O」と記載すること。  
ロ 既に報告したデータを削除する又は任意の場合「A」と記載すること。
- 14 別記様式第17の注17の例により記載すること。
- 15 試験研究用等電子伊勢産者及び発電用原子伊勢産者のみも記載することとし、次の部の左欄に掲げる事項に及び、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

建造材として使用される状況にあるもの	I U
燃料の状況にあるもの	O U

- 16 別記様式第5の注17の表の左欄に掲げる区分に及び、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
- 17 別記様式第17の注19の例により記載すること。

- 18 別記様式第4の注24の例により記載すること。

- 19 別記様式第4の注28の例により記載すること。

- 20 別記様式第4の注29の例により記載すること。

- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつ折り込みとする。

- 2 この報告書は、A4Cとして別冊で作成すること。

別記様式第19（第7条関係）（昭63政令44・追加、平7政令3・平13政令8・平11政令4  
 令4、平12政令118・平17文科令50・平23文科令8・一部改正、平28原子法3・旧様式第18  
 様式下・一部改正、平元原子法3・令2原子法21・一部改正）  
 減速材物質（設備）受入（払出）実施計画報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その  
 (名称及び代表者の氏名))

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際  
 規制物質の使用等に関する規則第7条第25項（第28項）の規定により、次のとお  
 り報告します。

受入（払出）に 係る工場又は事 業所	名 称	
	所 在 地	
受 入（払 出）予 定 日		
受入れ(払出し)の原因(注1)		
払出（受入）工 場又は事業所 (注2)	名 称	
	所 在 地	
減速材物質（設備）の種類		
供 給 当 事 国 (注3)		
減速材物質（設備）の数量		

- 注1 輸入、国内の他の施設からの受入れ、輸出及び国内の他の施設への払出  
 しの別を記載すること。  
 2 輸出入の場合にあっては、輸出入の相手国名及び相手方の工場又は事務  
 所の名称を記載すること。  
 3 供給当事国が2以上ある場合は、供給当事国ごとに記載すること。

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 この報告書は、減速材物質（設備）の種類ごとに作成すること。

別記様式第20（第7条関係）（昭63政令44・追加、平7政令3・平13政令8・平11政令4  
 令4、平12政令118・平17文科令50・平23文科令8・一部改正、平28原子法3・令2  
 原子法21・一部改正）  
 減速材物質（設備）受入（払出）実施計画報告書

報告年月日	(注1)
報告番号	(注1)

原子力規制委員会 殿

設備在庫状況変動報告書

住所  
 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名))

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第25項の規  
 定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	業務上の 連絡先 (注3)	名 称	連絡員の氏名	電話番号（ ）
	所 在 地				
国際規制物質（設備）の管理区域の符号（注2）					



少	単依損失 その他の減少		LA OD IU OU																																		
	加工事業者等（頭等事業者を 除く。）のみに係る事項	使用の状況への移行 積蓄の状況への移行																																			
17	社量管理規定で定められた設備を一括して同定する方法により付した符号を記載すること。																																				
18	社量管理規定で定められた設備を個別に同定する方法により付した符号を記載すること。																																				
19	次の表の左側に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ右側に掲げる符号を記載すること。																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原子炉</th> <th>RE</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力容器</td> <td>PV</td> </tr> <tr> <td>原子炉内被褥</td> <td>RI</td> </tr> <tr> <td>原子炉燃料交換機</td> <td>FI</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御盤</td> <td>CR</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力管</td> <td>PT</td> </tr> <tr> <td>シフトシステム管</td> <td>ZT</td> </tr> <tr> <td>一次冷却材ポンプ</td> <td>CP</td> </tr> <tr> <td>照射線照射線源切替機</td> <td>CM</td> </tr> <tr> <td>放射線安全システム</td> <td>ST</td> </tr> <tr> <td>燃焼装置の炉型/制御設備</td> <td>PC</td> </tr> <tr> <td>制御室に設置する設備</td> <td>SE</td> </tr> <tr> <td>燃焼装置のその他の設備</td> <td>SE</td> </tr> <tr> <td>同位体分離のための設備</td> <td>OF</td> </tr> <tr> <td>重水生産工機設備</td> <td>SI</td> </tr> <tr> <td>その他の設備（部品）</td> <td>PH</td> </tr> <tr> <td></td> <td>OE</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉	RE	原子炉圧力容器	PV	原子炉内被褥	RI	原子炉燃料交換機	FI	原子炉制御盤	CR	原子炉圧力管	PT	シフトシステム管	ZT	一次冷却材ポンプ	CP	照射線照射線源切替機	CM	放射線安全システム	ST	燃焼装置の炉型/制御設備	PC	制御室に設置する設備	SE	燃焼装置のその他の設備	SE	同位体分離のための設備	OF	重水生産工機設備	SI	その他の設備（部品）	PH		OE		
原子炉	RE																																				
原子炉圧力容器	PV																																				
原子炉内被褥	RI																																				
原子炉燃料交換機	FI																																				
原子炉制御盤	CR																																				
原子炉圧力管	PT																																				
シフトシステム管	ZT																																				
一次冷却材ポンプ	CP																																				
照射線照射線源切替機	CM																																				
放射線安全システム	ST																																				
燃焼装置の炉型/制御設備	PC																																				
制御室に設置する設備	SE																																				
燃焼装置のその他の設備	SE																																				
同位体分離のための設備	OF																																				
重水生産工機設備	SI																																				
その他の設備（部品）	PH																																				
	OE																																				

- 20 別記様式第5の注17の表の左側に掲げる区分に応じ、それぞれ右側に掲げる符号を記載すること。
  - 21 設備の個数を記載すること。
  - 22 「N」を記載すること。
  - 23 別記様式第4の注28の例により記載すること。
  - 24 別記様式第4の注29の例により記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつくり込み紙とする。
- 備考2 この報告書は、A4とA5と別葉で作成すること。





- 注1 別記様式第20の注1の例により記載すること。  
 2 別記様式第17の注2の例により記載すること。  
 3 別記様式第18の注3の例により記載すること。  
 4 別記様式第3の注2の例により記載すること。  
 5 別記様式第4の注2の例により記載すること。  
 6 別記様式第4の注6の例により記載すること。  
 7 別記様式第4の注7の例により記載すること。  
 8 別記様式第4の注8の例により記載すること。  
 9 別記様式第4の注9の例により記載すること。  
 10 別記様式第4の注10の例により記載すること。  
 11 別記様式第4の注11の例により記載すること。  
 12 別記様式第4の注12の例により記載すること。  
 13 別記様式第20の注13の例により記載すること。  
 14 別記様式第20の注17の例により記載すること。  
 15 別記様式第20の注18の例により記載すること。  
 16 別記様式第20の注19の例により記載すること。  
 17 加工事業者等（廃棄事業者を除く。）のみが記載することとし、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

使用の状況にあるもの	I U
年費の状況にあるもの	O U

- 18 別記様式第5の注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。  
 19 別記様式第20の注21の例により記載すること。

- 20 別記様式第20の注22の例により記載すること。  
 21 別記様式第4の注28の例により記載すること。  
 22 別記様式第4の注29の例により記載すること。  
 備考1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつり込み式とする。  
 2 この報告書は、A 4 のつり込み式とする。

別記様式第22（第7条関係）（平成文科令8・追加、平成文科令8・一部改正、平成原子法3・旧様式追加以下・一部改正、平成原子法8・令2原子法3・令2原子法21・一部改正）

核燃料物質事故増加報告書		
年 月 日		
原子力規制委員会 殿		
住 所		
氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）		
核燃料物質、核燃料物質及び原子伊の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第30項の規定により、次のとおり報告します。		
氏 名 又 は 名 称		
法人にあっては代表者の氏名		
住 所		
工場又は事業所	名 称	
	所 在 地	
使用の場所	名 称	
	所 在 地	
核燃料物質計量管理区域の符号（注1）		
事務上の連絡先	名 称	
	所在地	
	連絡員の氏名	所属部署名（ ） 電話番号（ ） FAX番号（ ） メールアドレス（ ）
事故増加年月日（注2）		
核燃料物質の区分（注3）		
供給当事国（注4）		
元素重量（注5）		

添付された核燃料物質の情報	化合物又は混合物重量（注6）	
	物質の形状（注7）	
	化合物又は混合物の名称（注8）	
	容器の種類（注9）	
	物質の品質（注10）	
注1 別記様式第4の注3の例により記載すること。 2 事故増加に係る国際規制物質の使用の許可日、変更に係る使用を開始する日又は許可範囲内の場合は事故増加が生じた日のいずれかを記載すること。 3 別記様式第1の注1の例により記載すること。 4 別記様式第1の注3の例により記載すること。 5 国際規制物質の種類ごとに、別記様式第1の注2の例により記載すること。元素重量は、化合物の分子量に占めるウラン又はトリウムの分子量から算出すること。 6 化合物又は混合物の量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。 7 粉末、分析用小試料、分析用小試片若しくはその他固体（混合物は除く。）又は溶液のいずれかを記載すること。 8 酢酸ウラニル、酢酸ウラニル亜鉛、硝酸ウラニル（六水塩・四水塩）、塩化ウラニル、二酸化ウラン、三酸化ウラン、八酸化三ウラン、金属ウラン、硝酸トリウム（六水塩・四水塩）、酸化トリウム、金属トリウム又はその他のいずれかを記載すること。その他については、化合物名も括弧書きで追記すること。 9 容器なし、500ミリリットル未満の小さな容器、500ミリリットル以上1リットル未満の容器又はその他のいずれかを記載すること。その他については、容器の種類も括弧書きで追記すること。 10 金属等の固形物、精製された均質の物質、高純度仕様に合致する物質、非均質物質（スラップ等）又は各種組成の物（汚染スラップ又は廃棄物）のいずれかを記載すること。 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。		

別記様式第23 (第7条関係) (平成原子第6・追加、令元原子第3・令2原子第21・一部改正)

## 核燃料物質輸入(輸出)報告書

年月日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第87条第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第31項(第32項)の規定により、次のとおり報告します。

氏名又は名称			
法人にあっては代表者の氏名			
住所			
工場又は事業所	名称		
	所在地		
使用の場所	名称		
	所在地		
核燃料物質計量管理区域の符号(注1)			
事務上の連絡先	名称		
	所在地		
連絡員の氏名	連絡員の氏名	所属部署名	
		電話番号	
		FAX番号	
		メールアドレス	
輸入(輸出)年月日			
輸入(輸出)相手施設の	氏名		
	住所		
	MBA符号		
報告番号(注2)		修正報告番号(注3)	

輸入(輸出)した核燃料物質の情報	バッチ名又は番号(注4)		
	バッチ単位体数(注5)		
	核燃料物質の区分(注6)		
	供給当事国(注7)		
	元素重量(注8)		
	化合物又は混合物重量(注9)		
	核分裂性物質重量(注10)		
	組成形状等(注11)	物質の形状	
		化合物又は混合物の名称	
		容器の種類	
	物質の品質		
備考			

注1 別記様式第4の注3の例により記載すること。

2 国際規制物質の使用等に関する規則第7条第31項の規定に基づき提出する全ての報告書及び同条第32項の規定に基づき既に提出した報告書を修正するために提出する全ての報告書につき、MBAごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。

3 既に提出した報告書について修正をする場合に当該修正に係る報告書の報告番号を記載すること。

4 輸出の場合は、ラテン文字、数字並びにロンマ、スラッシュ及びハイフンなどの記号を組み合わせた8文字以内の符号を記載し、輸入の場合は、相手施設の定めた符号を記載すること。

5 別記様式第4の注19の例により記載すること。

6 別記様式第1の注1の例により記載すること。

7 別記様式第1の注3の例により記載すること。

- 8 国際規制物質の種類ごとに、別記様式第1の注2の例により記載すること。元素重量は、化合物の分子量に占めるウラン又はトリウムの分子量から算出すること。
- 9 化合物又は混合物の量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
- 10 別記様式第4の注25の例により記載すること。
- 11 輸入の場合は、相手施設から通知される組成、形状等の情報又は物質記述コードを記載すること。
- 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第24（第7条関係）（平11総府令64・全改、平12総府令116・平17文科令90・一第改正、平25文科令9・旧様式第21線下、平25文科令8・一第改正、平30原子法3・旧様式第22線下、一第改正、平29原子法8・旧様式第23線下、一第改正、令元原子法3・令2原子法11・一第改正）

製錬の事業の実施状況に関する報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第33項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	
	所 在 地	
核原料物質（核燃料物質）の区分（注1）		
生 産 数 量（注2）		
予 定 生 産 数 量（注3）		
生 産 能 力（注4）		
事務上の連絡先 （注5）	名 称	
	所 在 地	電 話 番 号（ ）
	連絡員の氏名	所 属 部 課 名（ ）

注1 ウラン又はトリウムの区分により記載すること。

2 1年間に製錬した核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの量をキログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。

3 報告を行う日を含む1年間に製錬する予定の核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの量をキログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。

4 1年間に製錬することができる核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの量をキログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。

5 東京に連絡先がある場合は東京における連絡先を、東京に連絡先がない場合は工場又は事業所における連絡先を記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 この報告書は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごとに作成すること。

別記様式第25（第7条関係）（平11総府令61・全改、平12総府令116・平17文科令90・一部改正、平25文科令6・旧様式第22号下、平25文科令6・一部改正、平28原子規3・旧様式第23号下、一部改正、平29原子規8・旧様式第24号下、一部改正、令元原子規5・令2原子規21・一部改正）

サイト内建物報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子伊の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第34項の規定により、次のとおり報告します。

サ イ ト	名 称			
	所 在 地			
	サイトコード（注1）			
	通常勤務時間帯（注2）	自 至	時 分	
	休 日（注3）			
確 認 年	年 月 日（注4）			
事 務 上 の 連 絡 先 （注5）	名 称			
	所 在 地	電 話 番 号（ ）		
	連 絡 員 の 氏 名	所 属 部 課 名（ ）		
建 物 の 要 要 （注6）	行 番 号 （注7）	建 物 コー ド （注8）	施 設 コー ド （注9）	建 物 の 説 明 （注10）
建 物 の 配 置	別添資料のとおり（注11）			

注1 別記様式第12の注1の例により記載すること。

2 サイトの職員の勤務開始の時刻及び勤務終了の時刻を記載すること。

3 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第176号）に規定する休日以外の休日がある場合にあっては当該休日の年月日を記載し、これらの日以外の休日がない場合にあっては空白とすること。

- 4 サイト内の建物の状況及び配置を確認した日を記載すること。
  - 5 東京に連絡先がある場合は東京における連絡先を、東京に連絡先がない場合は工場又は事業所における連絡先を記載すること。
  - 6 前回提出した報告書記載事項と変更がない建物にあっては記載しないこととし、報告書記載事項に変更がある建物にあっては最初に付した行番号と同一のものを用いて記載すること。
  - 7 サイトごとに「001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
  - 8 建物ごとに国に登録する符号を記載すること。
  - 9 核燃料物質を取り扱う施設にあっては別記様式第4の注8の例により記載し、その他にあっては空白とすること。
  - 10 階数、床面積、用途、使用状況その他建物の状況及び追加鑑定書第7条に規定する管理されたアクセスによる可能性がある場所について記載し、用途を変更した場合にあっては変更前の用途を併せて記載すること。また、建物を廃止した場合にあっては「廃止」と記載すること。
  - 11 建物ごとに建物コードを記載し、当該建物が施設である場合にあっては施設コードを併せて記載すること。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
 2 この報告書は、サイトごとに別葉で作成すること。

別記様式第26（第7条関係）（平13文科令83・追加、平17文科令90・一部改正、平28文科令6・旧様式第23号下、平28文科令8・一部改正、平28標子規2・旧様式第24号下・一部改正、平29標子規9・旧様式第25号下・一部改正、令元原字規2・令2原字規21・一部改正）

国際特定活動における生産数量に関する報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第35項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	
	所 在 地	
国際特定活動の種類（注1）		
生 産 数 量（注2）		
事務上の連絡先 （注3）	名 称	
	所 在 地	電 話 番 号（ ）
	連絡員の氏名	所 属 部 課 名（ ）

- 注1 追加鑑定書附属書Iに掲げる活動のうち、該当するものを記入すること。  
 2 1年間に生産した資材又は設備（追加鑑定書附属書I（xv）に規定するホットセルを含む。）について、当該資材又は設備ごとの数量を記載すること。  
 3 東京に連絡先がある場合は東京における連絡先を、東京に連絡先がない場合は工場又は事業所における連絡先を記載すること。

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
 2 この報告書は、国際特定活動の種類ごとに作成すること。

別記様式第27(第7条関係) (平11総府令64・追加、平12総府令116・一部改正、平13文科令63・旧様式第23条下・一部改正、平15文科令3・平17文科令50・一部改正、平25文科令6・旧様式第24条下、平25文科令8・一部改正、平26原子法3・旧様式第24条下・一部改正、平26原子法8・旧様式第24条下・一部改正、令元原子法3・令2原子法21・一部改正)

ウラン鉱山に関する報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第5項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第36項の規定により、次のとおり報告します。

鉱 山 名 称	
所 在 地	
実 施 状 況 (注1)	
生 産 数 量 (注2)	
予 定 生 産 数 量 (注3)	
生 産 能 力 (注4)	
事務上の連絡先 名 称	
(注5) 所 在 地	電 話 番 号 ( )
連絡員の氏名	所 属 部 課 名 ( )

- 注1 探鉱、採鉱又は選鉱の区分ごとに、実施、休止又は中止の区分により記載すること。探鉱、採鉱又は選鉱のうち、実施したことのないものについては記載しないこと。
- 2 1年間に生産したウランの量について、キログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。
- 3 報告を行う日を含む1年間に生産する予定のウランの量について、キログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。
- 4 1年間に生産することができるウランの量について、キログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。
- 5 東京に連絡先がある場合は東京における連絡先を、東京に連絡先がない場合はウラン鉱山における連絡先を記載すること。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この報告書は、ウラン鉱山ごとに作成すること。

別記様式第28(第8条関係) (平11総府令64・追加、平12総府令116・一部改正、平13文科令63・旧様式第24条下・一部改正、平15文科令3・平17文科令50・一部改正、平25文科令6・旧様式第24条下、平25文科令8・旧様式第24条下・一部改正、平26原子法3・旧様式第24条下・一部改正、令元原子法3・令2原子法21・一部改正)

(表 面)

第 号	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の8の2第3項又は同法第68条第5項の規定による	
身 分 証 明 書	
職名及び氏名	
写	年 月 日 生
押 出 スタンプ	年 月 日 交 付
	真
原子力規制委員会 印	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A6とすること。

## (裏 面)

<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）</p> <p>第61条の2の2 国際規制物質使用者等は、保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な範囲内において原子力規制委員会規則で定めるところにより、国際規制物質の計量及び管理の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の検査（以下「保障措置検査」という。）に当たっては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。</p> <p>一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り</p> <p>二 帳簿、書類その他必要な物件の検査</p> <p>三 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。</p> <p>四 国際規制物質の移動を監視するための必要な封印又は装置の取り付け</p> <p>3 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>第60条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、当該職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を取去ることができる。</p>
--

<p>2・3 (略)</p> <p>4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、追加鑑定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第8項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、当該職員に、国際規制物質使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を取去ることができる。</p> <p>5 前各項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>6 第1項から第4項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>7～14 (略)</p> <p>第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。</p> <p>十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第2項から第4項まで又は第7項の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>
---





別記様式第30(第10条関係)

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子方規制委員会 殿

住 所

氏 名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第 項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第 項の規定による報告書を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

1 電磁的記録媒体に記録された事項

2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法令の条項については、当該届出の適用条項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

5 該当事項のない欄は、省略すること。